

包括外部監査の結果報告書
及び報告に添えて提出する意見
(第3部 テーマ1-3)

福岡市営競艇事業特別会計の財務事務
の執行と経営に係る事業の管理について

目 次

頁

第 1.	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
2.1.	外部監査の対象	1
2.2.	外部監査対象期間	1
2.3.	事件を選定した理由	1
3.	監査の着眼点	1
4.	外部監査の実施期間	2
5.	外部監査従事者の資格及び氏名	2
6.	利害関係	2
第 2.	競艇事業と福岡市経済振興局事業部の概要	3
1.	競艇事業の概要	3
1.1.	福岡市の競艇事業の概要	3
1.2.	競艇事業に関連する団体と負担金及び納付金との関係	5
2.	福岡市競艇事業の財務状況	7
2.1.	最近 5 か年の主要な事業指標	7
第 3.	監査の結果	11
1.	福岡市競艇事業特別会計	11
2.	収入	11
2.1.	概要	11
2.2.	監査の結果	15
3.	支出	16
3.1.	交付金及び負担金	16
3.2.	報償費	16
3.3.	使用料賃借料（リース契約）	18
3.4.	委託料（場外発売委託料）	21
3.5.	委託料（場外発売を除く委託料）	22

3.6.	工事請負費	38
3.7.	人件費	38
3.8.	備品管理.....	40
第4.	包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見	43
1.	福岡市競艇事業を取り巻く現況.....	43
1.1.	福岡県内の公営競技の状況	43
1.2.	福岡市競艇事業にかかる市債の返済計画.....	44
2.	福岡競艇の今後の課題について～今後の市場環境と収益力の向上のための対策.....	45
2.1.	収入増加への取り組み.....	45
2.2.	収入チャネルの拡大.....	45
2.3.	設備投資計画の必要性.....	46
2.4.	効率的な運営体制の確立.....	46
3.	一般会計への繰出金の設定について.....	48
4.	むすび.....	50
	(参考資料)	52

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

2.1. 外部監査の対象

福岡市営競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について

2.2. 外部監査対象期間

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

2.3. 事件を選定した理由

競艇事業は、その事業の収益金を一般会計に繰出し、福岡市の財政の健全化を図る目的で経済振興局事業部所管の下で施行されており、経費の削減と共に、事業の効率的な執行を行うことを期待されている。このようなことから、競艇事業の財務に関する事務の執行についての合規性を確かめるとともに、管理運営事務が効率的、経済的になされているかどうかについて調査すべき必要性を認めたことによる。

3. 監査の着眼点

競艇事業特別会計に関する財務事務の執行や経営に係る事業の管理の法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から以下の項目について特に留意して監査を実施することとした。

- 公営競技事業の仕組みが法令等に準拠して適正に行われているか。
- 契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。特に、特命随意契約の締結に合理性があるか。
- 予算の執行は、所定の手続に従って行われているか。
- 財務管理は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- 人事管理は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- 固定資産等の管理が適切に行われているか。
- 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

なお、特に有効性の観点から経営管理・会計管理の仕組みについても現状把握と今後の方向性について収支状況の年度比較や他場の収支状況との比較を行った。

4. 外部監査の実施期間

平成 17 年 6 月～平成 18 年 3 月

往査（現地調査）実施の時期は以下のとおりである。

往 査 実 施 場 所	往 査 時 期
福岡市経済振興局事業部 （福岡競艇場）	平成 17 年 8 月、9 月、10 月

5. 外部監査従事者の資格及び氏名

包 括 外 部 監 査 人

公 認 会 計 士 1 名 : 鳥巢宣明

外 部 監 査 人 補 助 者

公 認 会 計 士 2 : 馬場正宏、入江千香子

ア シ ス タ ン ト 1 : 花田美江

計 4 名

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※ なお、以下の報告書において、金額等の数値については四捨五入を行っているため、表中の合計や比率等が一致しない場合がある。

第2. 競艇事業と福岡市経済振興局事業部の概要

1. 競艇事業の概要

1.1. 福岡市の競艇事業の概要

1.1.1 沿革

福岡市では、昭和 28 年（1953 年）8 月に施行者指定を受け、施行者として福岡競艇場（福岡市中央区那の津）にて競艇競技を現在は年間 156 日間主催している。なお、平成元年（1989 年）から周辺の 18 自治体で構成する福岡都市圏競艇等事業組合（以下、都市圏組合とする）が施行者として福岡競艇場において年間 24 日間の競技を主催しており、福岡市とあわせて 180 日間の競走が開催されている。

1.1.2 福岡市財政との関係

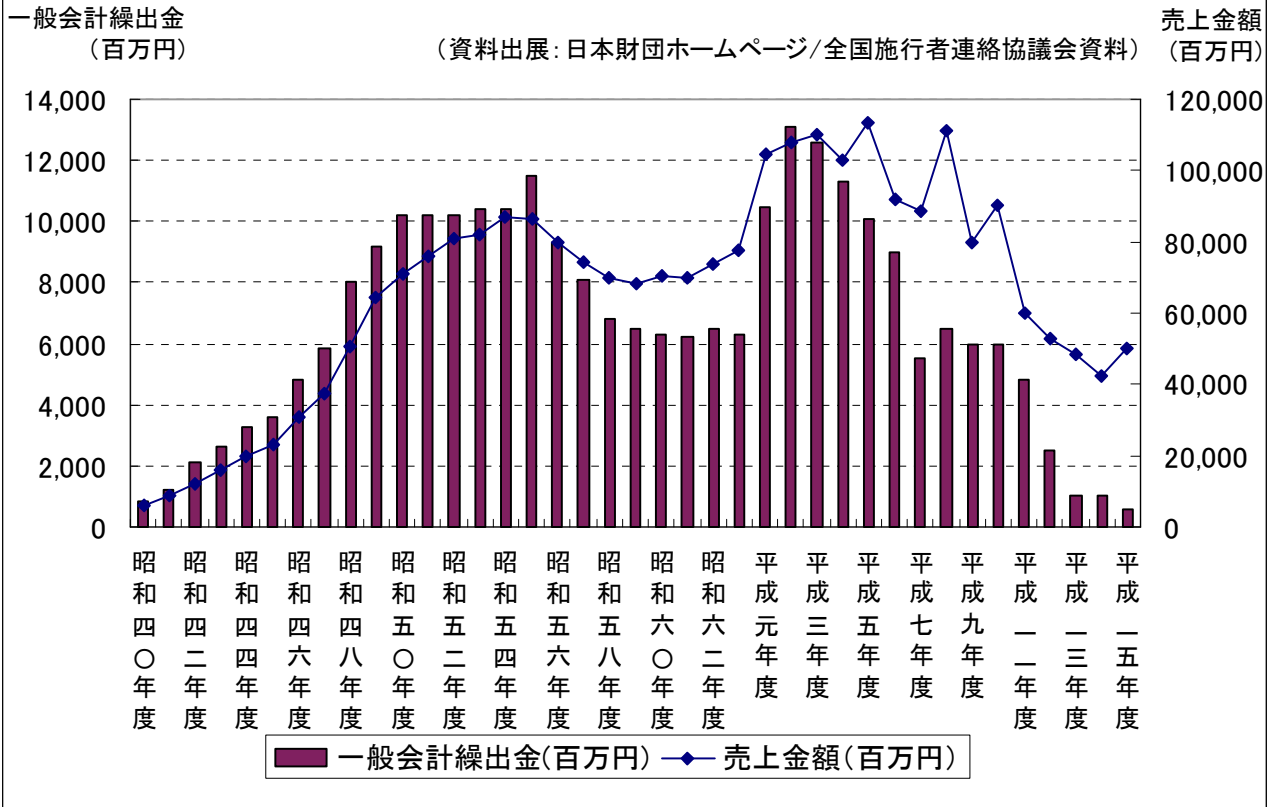
福岡市競艇事業の収益金は毎年度一般会計へ繰り入れられ、平成 16 年度末までの累計額は 2,656 億円にのぼる。右表のとおり、小・中学校の教育施設をはじめ、道路、福祉施設、住宅などの公共施設の整備に充てられるなど、市財政への貢献を通じて市民生活の向上に役立てられてきた。なお、右の表では集計年度が昭和 40 年度以降であり、競艇事業開始年度からの集計となっていないため、繰入累計額 2,656 億円とは一致しない。

費目別繰出金（単位：百万円）	
昭和40年度～平成15年度累計	
教育費	125,472
公営住宅費	12,510
土木費	76,101
消防費	5,480
保健衛生費	10,087
民生費	15,150
産業経済費	1,578
その他	14,580
合計	260,958

（資料出展：日本財団ホームページ）

しかしながら、近年では売上低下に伴い一般会計への繰出金も減少を続けている（グラフ 3-1）。平成 15 年度の繰出金は 6 億円、平成 16 年度の繰出金は 8 億円となっており、平成 16 年度においては、（グラフ 3-1）の集計初年度である昭和 40 年度の 8 億円と同額となっている。平成 15 年度の舟券売上高の水準は昭和 40 年度と比較した場合大きく上回るが、物価水準の変動による経費増加や平成 15 年度に完成した第 1 スタンドの建設費償還によるものと思われる。

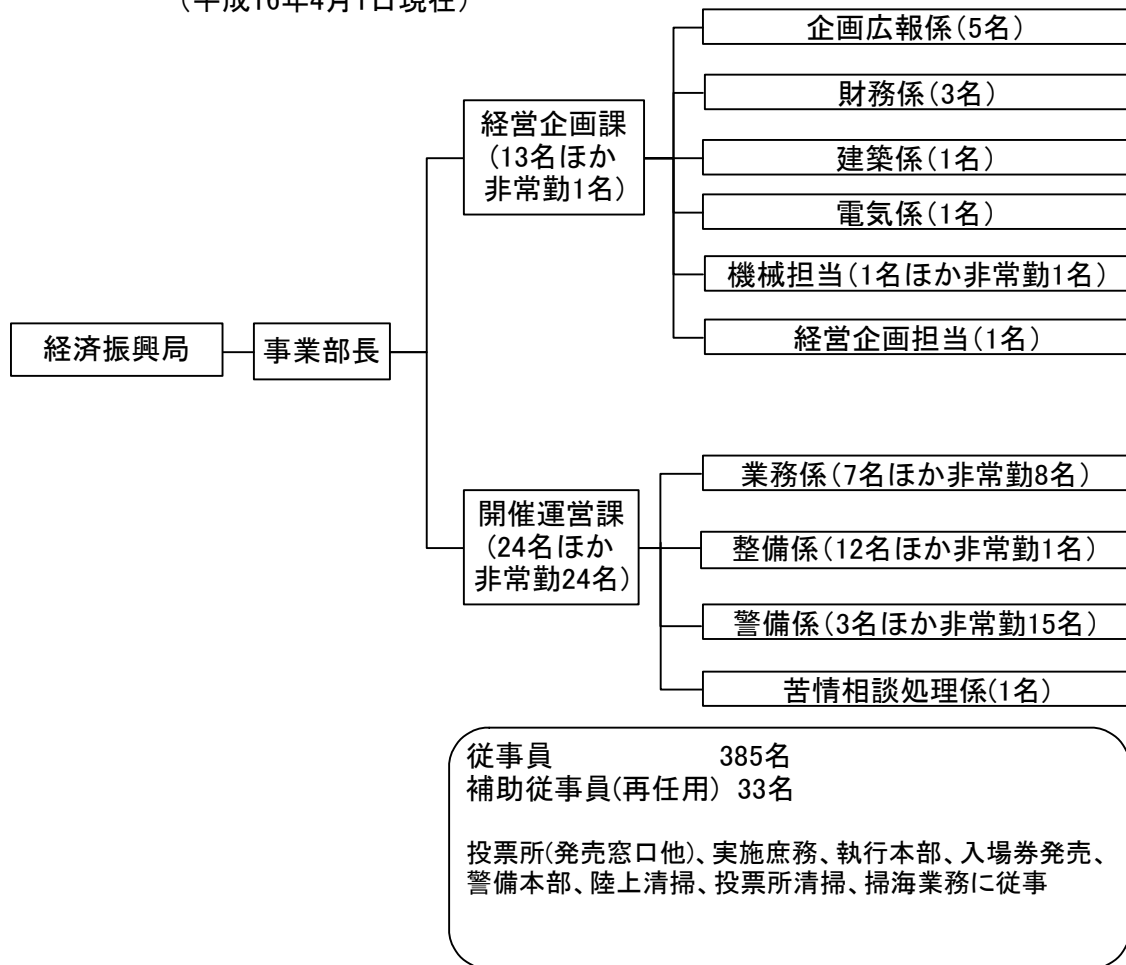
(グラフ3-1) 福岡市一般会計への繰出金と勝舟券売上金額の推移



1.1.3 組織と人員

平成16年度当初時点で、市職員は事業部長以下38名、非常勤嘱託職員は25名、臨時従事員(以下「従事員」という。)は385名及び補助従事員(再任用)33名である。

(図3-1)
平成16年度における組織図
(平成16年4月1日現在)



近年、従事員は年々減少している。これは、平成14年度に希望退職を実施したほか、投票券発売機や払戻機の自動化などにより従事員の補充は行っておらず、定年退職による自然減に起因するものである。なお、従事員は登録制の日々雇用であるが、登録更新の上限年齢を63歳としており、実質的な定年を定めている。また、定年離職後1年間の再任用制度を設け、補助従事員として雇用している。

1.2. 競艇事業に関連する団体と負担金及び納付金との関係

競艇事業の経費の発生構造を図示すると(図3-2)となる。

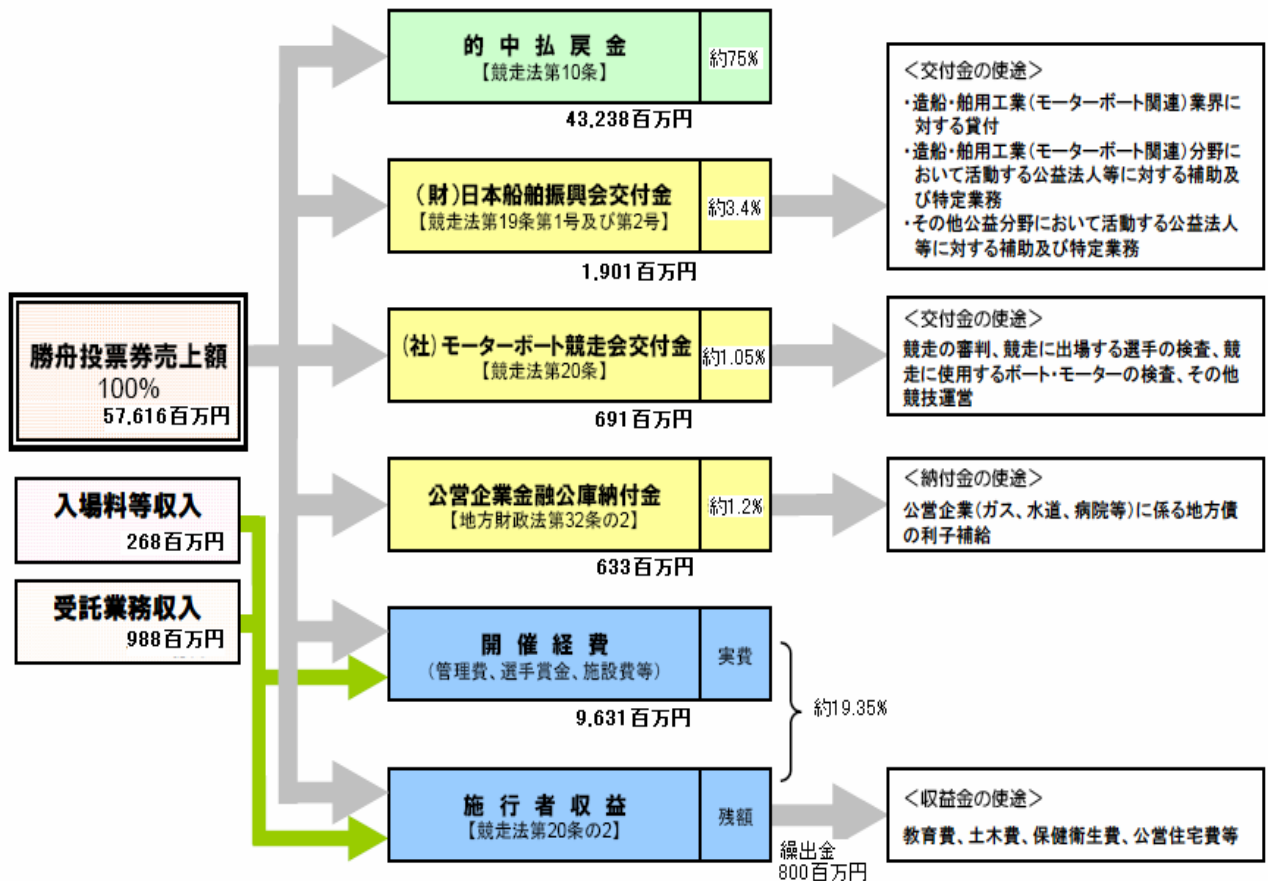
まず、舟券発売額のうち75%は的中金として払戻した後、(財)日本船舶振興会、各県の(社)モーターボート競走会及び公営企業金融公庫に対する負担金や交付金として舟券発売額の一定割合を支出する。これらの支出の後に手許に残るのは舟券発売額の約2割の金額となる。この残額から施行者は選手賞金や人件費、施設費等の開催経費を賄っている。開催経費のうち、選手賞金はレースのグレード別に全国モーターボート競走施行者協議会と(社)日本モーターボート選手会との協議で定められた額が支出される。このように、法令や規則に基づいて控除され

るものが支出の大部分を占めており、主催者として管理可能な経費は非常に少ないのが特徴である。

(図 3-2)

モーターボート競走の売上金等の流れ

平成16年度の本場売上(共同事業歳入、歳出を含む)



2. 福岡市競艇事業の財務状況

2.1. 最近5か年の主要な事業指標

2.1.1 収支状況と実質収支の関係

市営競艇事業特別会計の最近5か年の収支状況は(表3-1)のとおりである。

(表：3-1)

(単位：百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
歳入の部					
事業収入	53,832	49,576	43,144	53,603	53,601
財産収入	314	271	263	233	206
繰入金	1,612	908	1,130	2,946	—
繰越金	441	925	1,248	879	1,253
諸収入	27,841	25,697	27,853	26,165	28,078
市債	—	102	831	2,081	—
歳入合計	84,041	77,479	74,468	85,907	83,138
歳出の部					
事業費	80,615	75,231	72,588	84,044	80,749
公債費	—	—	2	10	44
諸支出金(ア):繰出金	2,500	1,000	1,000	600	800
歳出合計	83,115	76,231	73,589	84,654	81,593
歳入歳出差引額(イ)	925	1,248	879	1,253	1,545

上記の歳入歳出は議会に報告された決算書から集計したものであり、これには競艇事業に係る全ての資金の出入りが記録される。たとえば、事業収入及び事業費には、競艇事業積立金からの取崩収入や積立金支出が含まれる。また、福岡市が受託して行う他場開催の場間場外発売に係る舟券発売金及び的中払戻金はレース主催の施行者と顧客との間に福岡競艇場が入り、資金全額の入出金を行っている。そのため、場外発売に係る資金受渡しは歳入歳出に同額ずつ計上されるが、場外発売に係る福岡競艇場の実質的な収入は、販売手数料に相当する委託料収入である。

上表は資金の全般的な出入りを把握する目的では有用な表であるが、事業本体の収益状況を見る目的では一覧性に乏しい。実質的な事業収支を測定するために、「歳入歳出事項別明細書」をもとに事業本体の収益には影響のない項目を監査人が整理したものが(表3-2)である。これは、歳入歳出を自場開催レース(都市圏組合施行の共同事業を含む)、場外発売、競艇場設備と財務に関する収支及びその他の収支に整理した収支計算書である。

歳入歳出差引額が多額となっているのは(表3-1)では平成16年度、平成15年度、平成13年度の順となっている。しかし、整理後の(表3-2)⑤事業収支では、平成12年度、平成13年度、平成16年度と順序が逆転している。これは、平成16年度は、本業の利益(事業収支)は平成13年度を下回っているが、前年度からの繰越金が多かったことと一般会計繰出金が少なかったために歳入歳出差引額が多くなったためである。

(表:3-2)

(単位:百万円)

歳入/歳出項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業収入/事業収入	53,832	49,576	43,144	53,603	53,601
諸収入/共同事業収入	11,830	10,076	9,583	8,542	7,986
財産収入/財産貸付収入	301	254	240	215	203
その他収入(財産運用収入・雑収入)	293	294	286	266	227
①(自場+共同事業)収入小計	66,256	60,201	53,253	62,625	62,017
事業費/開催運営費/償還金,利子及び割引料	44,824	40,975	36,014	44,075	43,238
事業費/開催運営費/負担金・補助及び交付金	9,930	8,973	8,783	8,327	8,062
事業費/開催運営費/報償費	1,447	1,343	1,246	1,297	1,328
事業費/開催運営費/委託料	1,083	1,096	968	2,982	3,784
事業費/開催運営費/使用料及び賃借料	802	973	957	1,058	1,058
事業費/開催運営費/従事員人件費	2,898	2,557	2,328	1,922	1,666
事業費/開催運営費/職員人件費	646	651	622	563	466
事業費/開催運営費/その他経費	959	941	869	963	916
事業費/舟艇費	131	133	107	108	112
事業費/施設維持費	451	376	359	317	302
②(自場+共同事業)支出小計	63,171	58,019	52,254	61,613	60,932
③事業収支(自場+共同事業)=①-②	3,085	2,182	999	1,012	1,085
諸収入/受託事業収入/委託金	1,332	1,306	1,529	1,440	1,622
諸収入/受託事業収入/その他	20	20	27	18	20
事業費/受託事業費	739	699	766	618	654
④受託事業収支(場外発売)	613	627	790	840	988
⑤事業収支中計=③+④	3,698	2,809	1,789	1,853	2,074
事業収入/競艇事業積立金繰入金	1,612	908	1,130	2,946	-
市債/競艇事業債	-	102	831	2,081	-
⑥財務収入小計	1,612	1,010	1,961	5,027	-
事業費/施設改善費	2,312	1,780	3,095	6,371	1,221
事業費/競艇事業積立金	13	717	22	18	303
⑦設備投資支出小計	2,325	2,496	3,118	6,389	1,525
公債費/元金			-	-	13
公債費/利子	-	-	2	10	31
⑧財務支出小計	-	-	2	10	44
⑨設備投資・財務収支=⑥-(⑦+⑧)	-714	-1,486	-1,158	-1,372	-1,568
⑩雑収入のうち公営企業金融公庫還付金	-	-	-	493	587
⑪当年度収支=⑤+⑨+⑩	2,985	1,323	631	974	1,092
⑫繰越金(前年度からの繰越金)	441	925	1,248	879	1,253
⑬一般会計繰出金	2,500	1,000	1,000	600	800
歳入歳出差引額(次年度繰越)=⑪+⑫-⑬	925	1,248	879	1,253	1,545

<参考>

競艇事業積立金残高	4,298	4,107	3,000	72	375
市債残高	-	102	933	3,014	3,001

なお、（表 3-2）の歳入歳出の主要な項目の概略は次のとおりである。それぞれの内容は、「第 3 監査の結果 1. 競艇事業における財務事務の概要」において説明している。

項目	内容
事業収入/事業収入	福岡市開催レースに係る入場料、舟券発売金(他場発売の場外発売も含む)
諸収入/共同事業収入	都市圏組合施行レースに係る入場料、舟券発売金、的中舟券払戻金
財産収入/財産貸付収入	共同事業に関する施設使用料(舟券売上金の 4.5%)、場内の食堂・売店の賃貸料
事業費/開催運営費 /償還金, 利子及び割引料	的中舟券払戻金(福岡市開催レース及び都市圏組合施行レース)
事業費/開催運営費 /負担金・補助及び交付金	船舶振興会、選手会、公営企業金融公庫へ支払う交付金・負担金
事業費/開催運営費 /報償費	選手賞金
事業費/開催運営費 /委託料	各種開催にかかる業務(警備、機器運用等)の委託料、他場での場外発売の発売手数料
事業費/開催運営費 /使用料及び賃借料	トータリゼーターシステム、投票機、自動発売払戻機等のリース料
事業費/開催運営費 /従事員人件費	従事員の賃金及び共済費 (注) 他場開催分の場外発売に係る賃金は別途「受託事業費」に集計される。
事業費/開催運営費 /職員人件費	企画広報、開催運営に係る職員(常勤、非常勤嘱託を含む)の給料手当共済費
事業費/開催運営費 /その他	需用費(主として水光熱費)、役務費(主として広告宣伝費)が約 450 百万円前後で推移。
事業費/舟艇費	ボート整備に係る経費、人件費(ボートは毎年更新しており、約 90 百万円の支出)
事業費/施設維持費	施設維持に係る経費、人件費
事業収入/競艇事業積立金	過去に競艇事業特別会計から競艇事業に使用する目的で積立てた「競艇事業積立金」を特別会計に繰り入れているもの

2.1.2 最近5か年の歳入歳出の分析

1) 「事業収入」と「償還金、利子及び割引料」、「負担金・補助及び交付金」について

舟券売上金の 75%は的中払戻金(「償還金、利子及び割引料」に計上)として、顧客に還元することがモーターボート競走法に定められている。なお、(表 3-2)の事業収入には、舟券発売金のほかに入場料、共同事業にかかる的中払戻金が含まれるため、的中払戻金が事業収入合計に占める割合は 70%となっている。

また、負担金・補助及び交付金についても、舟券売上金の一定割合を所定の団体に対して支払うことが定められている(負担金等の種類や支払先及び料率については後述する)。

このように、的中払戻金や法定交納付金は舟券売上金の一定割合と定められており、事業収入とほぼ一致した増減となっている。

なお、公営企業金融公庫納付金については、年度収益額から売上に応じた一定額を控除した額が納付金の上限となる。年度中はレースごとに納付金を支出しているが、年度決算の結果、年間支払額が当該上限額を超えた場合には、還付申請により超過額が還付される。福岡市では平成 15 年度の中央スタンド改築工事完成に伴う工事請負費支出等の影響で、平成 14 年度及び平成 15 年度の公庫納付金が年度内の支払済納付金が施行令の定める上限金額を超えたため、それぞれ翌年度（平成 15 年度及び平成 16 年度）に還付を受け、諸収入のその他の雑入として計上されている。なお、平成 15 年度納付にかかる還付金は 587 百万円で平成 16 年度に受領している。

2) 売上と委託料支出について

事業収入は平成 13 年度、14 年度と減少したが平成 15 年度には回復している。これは、平成 15 年度、16 年度には集客力の強い SG レースをそれぞれ 1 回開催したことによる売上増加が大きく貢献しているが、都市圏組合が施行者となる共同事業収入は一般レースが主体であり、売上減少傾向が続いている。

SG レースといったビッグレースは全国で場外発売が行われる。他場及び電話投票（インターネット投票を含む）で発売された舟券発売金は事業収入に計上される。また、この発売額に応じた販売手数料に相当する金額を他場及び全国モーターボートテレホン事務センターに対して委託料として支払っている。委託料は、施設借上料（4.5%から 5.775%）、開催経費（売上額の 8%）及び環境整備費（ポートピアと呼ばれる舟券発売所での発売に対して支払う）によって構成されるが、平成 16 年度の決算額で 2,616 百万円を委託料として支出している。ビッグレースが行われる年度には、場外発売や電話投票の売上が増加するため委託料支出も増加する。SG レースが行われた平成 15 年度及び平成 16 年度の開催運営費の委託料は 2,982 百万円、3,784 百万円とそれまでの 10 億円前後の金額と比較して急増している。

3) 使用料及び賃借料と賃金について

平成 15 年度に中央スタンドが改築された際、舟券発売窓口を有人窓口から自動発売払戻機にシフトしている。そのため、自動発売払戻機のリース料により使用料及び賃借料が増加する一方で従事員人件費は減少している。なお、従事員の人員推移については「第 4 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見 2.福岡競艇の今後の課題について 2.4 効率的な運営体制の確立（表 3-9）」を参照。

第3. 監査の結果

1. 福岡市競艇事業特別会計

福岡市の競艇事業は、福岡市経済振興局事業部が担当しており、その会計は他の自治体の競艇を含む公営競技事業と同様に一般会計とは区別された特別会計により実施している。

なお、会計方法としては福岡市が採用している官庁会計収支会計方式（現金主義会計）のほか、他の地方自治体では企業会計方式（発生主義会計）を採用する例もある。

2. 収入

2.1. 概要

2.1.1 勝舟投票券発売収入

福岡競艇場開催の勝舟投票券（以下、舟券とする。）を発売したものが勝舟投票券発売収入として計上される。舟券は本場⁽¹⁾の窓口で発売する方法、その他の競艇場等で発売する方法及び電話投票（インターネット投票を含む）により発売する方法がある。

本場の窓口での舟券発売額は、第3レース、第7レース、第10レース及び最終レースの終了時に各投票所で収納現金と照合する現金精査が実施される。投票所は中央スタンド及び東スタンドの各階と前売投票所の7投票所に分かれ、投票所ごとに資金担当と窓口発売担当の従事員で構成、各投票所に管理者となる投票員（福岡市職員）が配置されている。

舟券発売時及び払戻時には投票機においてジャーナル（記録紙）が作成されている。現金精査は、現金・ジャーナル・払戻済舟券の照合によって行われる。各投票所で現金精査が行われた結果を投票員が確認し、投票券資金システムのデータが集計される。自動発売払戻機を含む各投票所の現金精査後、全ての現金が集められ、集計結果である「資金精算表」と現金残高の一致を確認する。現金は場内において銀行の集金者に引き渡し、福岡市指定金融機関に入金され、資金前渡返戻金の精算と発売金の入金として調定される。なお、発売金については繰替払⁽²⁾が認められているため、払戻金は原則として発売金から支払われる。ただし、払戻は当日売上以外に過去の的中券についても行われるため、払戻用の不足を補う資金として、資金前渡を受けている。

各発売窓口は、発売中は従事員を固定しているため、現金精査において差異が発生した場合には、当日中に原因を把握することとなっている。つり銭の受け渡しミス等の原因により現金過不足が発生した場合には、事故収入または事故支出として通常の勝舟券発売金とは区別して処理される。

¹ 本場とは、競艇が実際に開催される競艇場のことをいう。これに対して、本場開催の勝舟投票券を他の競艇場等に委託し発売することを場外発売という。

² 歳入は原則として全額を収納することが必要であるが、競艇事業において支払う勝舟投票券の払戻金又は返還金等については繰替払により経費支払を行うことができる(福岡市会計規則第59条)。

その他の競艇場での舟券発売のデータは(社)福岡県モーターボート競走会を通して、電話投票による勝舟投票券発売のデータは全国モーターボートテレホン事務センターを通して、それぞれ収集され各競艇場からの報告書（開催日報）と照合される。また、払戻金を除いたその他の競艇場での勝舟投票券発売額は、場外施行者の取引銀行を通して福岡市指定金融機関へ入金される。

また、舟券現物の管理状況は以下のとおりである。

【未発券ロール】

投票券(未発券ロール)は福岡競艇場の独自仕様で、デザインは1種類のみである。毎月業者から仕入れ、各投票所に必要本数を配布している。各投票所では日々受け払い管理を行い、投票所の現場責任者である「大主任」が払い出し管理を行っている。各投票所で保管する未発券ロールの数量は下記のとおりである。

	建屋保管巻数（3月末）		建屋保管巻数（3月末）
中央1階	956巻	東1階	860巻
中央2階	736巻	東2階	775巻
中央3階	771巻	東3階	548巻

【払戻済舟券】

発券・払戻済舟券については、払戻機での払戻実行時に払戻日時が紫色のインクで自動印字される。また、投票券にはすべてバーコードが印刷されており電算上個別管理をしているため、一度払い戻しをした舟券について重複して払い戻しすることはシステム上できない。仮にカラーコピー等での偽造舟券が払戻機にかけられた場合には、登録されたバーコードかどうかのシステムチェックが行われ、エラーの場合には払戻機が「取扱停止」となる。また、カラーコピーなどで偽造された場合にも、特殊印刷によりカラーコピーでは再現できない細工がされており、目視でも発見が可能になっている。

払戻済舟券は、払戻の時効が発売後60日であるため保管期間を90日と定め、保管期間内は投票所内の施錠された倉庫内に保管されている。保管期間終了後は、従事員がシュレッダーで裁断処分している。

なお、H17年9月27日(営業日)現在の状況について「投票券受払簿」と現物の照合を実施したところ、現物と受払簿とは一致していた。中央1階投票所内の倉庫に保管されている払戻済投票券(舟券)の保管状況を確認した結果、施錠された倉庫内に整然と保管されており、また、払戻済の印字が行われていた。

2.1.2 競艇入場料

福岡競艇場の場合、入場料は100円（指定席料は1,000円）である。

入場ゲートで入場者が100円硬貨をコインゲートに投入することにより入場者数が機械でカウントされ、それと収納現金とが照合される。なお、自場での競走開催がない時は、入場料は徴収していない。

2.1.3 財産貸付収入（財産収入）

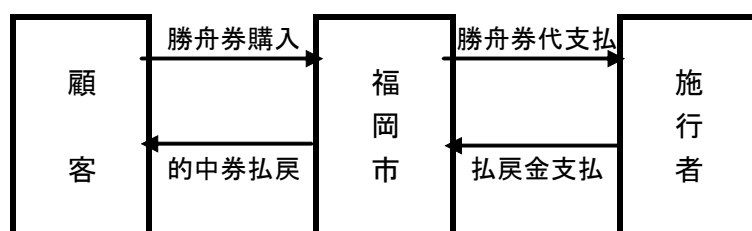
主なものは、都市圏組合から受領する施設使用料と競艇場内で営業する売店・飲食店から受領する施設使用料である。

2.1.4 諸収入

主なものは、他場開催のレースに関する「受託事業収入」、都市圏組合主催のレースに関する「共同事業収入」、従事員の社会保険料預かり金を受け入れる「保険料収入」、その他雑入である。

1) 受託事業収入

福岡市は、他場開催レースの舟券を場外発売する対価として一定の開催受託業務収入を得ており、平成16年度の決算書上、営業収益に受託事業収入/委託金として1,622百万円が計上され、これに対応する営業費用として受託事業費654百万円が計上されている。なお、福岡市の正式の決算（当報告書の巻末参考資料）では、福岡競艇場で発売した舟券発売金が受託事業収入として10,096百万円計上され、施行者納付金（施行者への発売金）として同額が歳出に両建てで計上される。同様に的中払戻金についても、的中者への払戻金が「受託事業費 償還金、利子及び割引料」として歳出に計上される一方で、施行者から入金される7,542百万円が「受託事業収入 場外発売払戻金及び返還金」として歳入に計上される。



受託事業収入と受託事業費の関係を表示すると（表3-3）のとおりとなる。なお、（表3-2）では受託事業収入と受託事業費を相殺後の純額で表示している。

(表3-3) 受託事業収入と受託事業費

(単位：百万円)

目	節	H16年度	相殺消去1	相殺消去2	純額
受託事業収入	場外勝舟投票券発売金	10,096	-10,096		-
受託事業収入	場外発売払戻金及び返還金	7,542		-7,542	-
受託事業収入	場外勝舟投票事故収入	0			0
受託事業収入	委託金	1,622			1,622
受託事業収入	雑入	20			20
受託事業収入 集計		19,281	-10,096	-7,542	1,643
受託事業費	共済費	44			44
受託事業費	賃金	180			180
受託事業費	報償費	9			9
受託事業費	旅費	0			0
受託事業費	需用費	25			25
受託事業費	役務費	69			69
受託事業費	委託料	269			269
受託事業費	使用料及び賃借料	9			9
受託事業費	負担金・補助及び交付金	10,147	-10,096		51
受託事業費	補償、補填及び賠償金	0			0
受託事業費	償還金利子及び割引料	7,542		-7,542	-
受託事業費 集計		18,293	-10,096	-7,542	654

2) 共同事業収入

福岡競艇場の年間180日の開催日数のうち、福岡市が156日を、都市圏組合³⁾が24日を主催している。市営競艇事業特別会計は156日分の損益を決算に反映しているが、一部の支出は都市圏組合主催レースに係るものも含まれている。都市圏組合主催のレースに関する「共同事業収入」の会計処理は次のとおりである。

都市圏組合主催の24日分は会計帳簿上、「共同事業収入」勘定により福岡市主催の収入と区別している。都市圏組合主催レースの入場料、勝舟投票券発売金、払戻金及び返還金売上、その他収入が計上される。

福岡市は、都市圏組合開催レースを受託管理する対価として一定の開催受託業務収益を得ており、平成16年度の決算書上、諸収入に共同事業収入の委託金として499百万円が計上されるほか、財産収入に財産貸付収入の施設使用料として191百万円が計上される。これに対応する費用としてはレース実施に係る払戻金のほか、選手賞金、人件費、諸経費があるが、帳簿上は福岡市施行レースと同一勘定で処理されている。これら開催にかかる経費は、共同開催となる一般レースの開催経費を集計し、180分の24を都市圏組合施行レースにかかる経費実費として委託料を受け取っている。レース開催経費の集計に当たっては、共同開催を行わない周年レー

³⁾ 構成員は次の18自治体である。

筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町

スやグレードの高いレースを除外しており、ほぼ実費精算となっている。施設使用料は舟券発売金額の4.5%を受け取っている。なお、レースに係る法定交納付金は都市圏組合が関係団体へ支払っている。

この結果、都市圏組合主催のレースにかかる収益で福岡市の純収入となるものは施設使用料となる。この収入で施設の減価償却相当分を賄うこととなる。

2.2. 監査の結果

舟券発売は現金収入であり、その管理においては現金精査が重要となる。平成16年9月のダイヤモンドカップの競走最終日における現金精査の結果を次の関連書類により確認したところ、収納額と収納金は一致しており、所定の書類の決裁状況は規程等に従い処理されていた。

なお、投票機から発行されるジャーナルの保管期間は2か月であり、平成16年9月発売分について現物の確認はできなかったため、監査日当日の資金精算状況とジャーナルの確認を行った。

- ・資金システムから発行される「支払内訳表」
- ・各投票所の現金精査結果をエクセルで集計し、現金集計額との一致を確認する「資金精算表」
- ・銀行集金者が持帰金残高を確認する「銀行持帰金照合表」
- ・発売金と払戻金、事故金を集計し収入調定と払戻金支出の伺書として決裁される「勝舟投票計算書」
- ・福岡市指定金融機関に収納された際に発行される「払込書兼領収書」

3. 支出

競艇事業における支出取引に関する事務は、福岡市の条例、規則に基づき執行される。支払方法は選手賞金、勝舟投票券払戻配当金（的中払戻金）等が現金支払であることを除き、福岡市収入役室出納による口座振込支払いであり、福岡競艇場（福岡市経済振興局事業部）で直接支払うことはない。

3.1. 交付金及び負担金

3.1.1 概要

負担金・補助金及び交付金は、舟券売上金の一定割合を所定の団体に対して支払うことが下記のとおり定められている（下記の負担金等を以下では「法定交納付金」とする）。

負担金等の名称	負担金等の支払先	負担金等の料率	根拠法令
日本船舶振興会 交付金	財)日本船舶振興会	舟券売上金の約 3.4%	モーターボート 競走法
競走会交付金	社)福岡県モーター ボート競走会	舟券売上金の約 1.05%	モーターボート 競走法
公営企業金融公庫 納付金	公営企業金融公庫	舟券売上金の約 1.2%	地方財政法施行令

日本船舶振興会交付金については、全国の発売状況とレース結果について全国の競艇場のトータリゼーターデータをオンラインで集計した結果を受け、財団法人日本船舶振興会が「交付金請求書」を発行する。この請求書の受領後、福岡市は交付金として支払を行う。

競走会交付金については、(社)福岡県モーターボート競走会から請求書が発行され、福岡市は交付金として支払を行う。

公営企業金融公庫納付金については、事業部にて「公営企業金融公庫納付金通知書」を作成し、レース終了後遅滞なく支払いを行う。

3.1.2 監査の結果

平成 16 年 9 月に行われたダイヤモンドカップ（G1）レースについて検討した結果、各団体に支払われた交付金及び納付金は、請求書等の金額は法定の率で算出された額と一致しており、所定の書類の決裁状況は規程等に従い処理されていた。

3.2. 報償費

3.2.1 概要

報償費として処理される支出には、選手に対するレース賞金と従事員に支給される一時金によって構成される。従事員に支給される一時金については、「3.7. 人件費」に記載するため、ここでは選手へ支払われる賞金について採り上げる。

賞金は、レースのグレードや予選・優勝戦等の別にしたがって、賞金基準表が全国モーターボート競走施行者協議会において定められている。毎年、(社)日本モーターボート選手会と全国モーターボート競走施行者協議会の協議により賞金基準表を定め、国土交通省へ届出を行い告知を受ける。また、賞金基準表は1号基準表と2号基準表があり、前年の売上規模により当該競艇場に適用される基準表が決定される。なお、賞金は人気の高いレースはグレードが高いため賞金も高くなるが、賞金額は基準表により一定であり舟券発売額とは直接連動しない。

レース終了後、従事員5名で支払調書の内訳表となるレース別選手別の賞金領収書を手書きで作成し、各選手の領収印を受領する。また、この領収書とは別に、賞金計算システムにレース結果を入力し、選手に交付する「選手賞金支給明細書」をシステムで出力し選手に送付している。

市の収入役室出納を通じた通常の支払方法では事務処理の都合上レース終了後実際の支払までに約1週間を要するが、レース後の速やかな支払が選手会から要請されている。そのため、事業部は支払予定当日(レース後概ね4営業日後)に資金前渡を受け、事業部の資金前渡口座から振り込みによって支払っている。

資金前渡者は経営企画課長であり、市の領収書に代わる様式である支払調書(賞金計算をした電算データから手書きで転記された書類)を確認している。

支払調書の承認を受け、総合振込みにより、選手登録時に選手から提出された「選手調査表」の振込口座に対して賞金が振り込まれる。

3.2.2 監査の結果

平成16年9月に行われたダイヤモンドカップ(G1)レースについて検討した結果、各選手に支払われた賞金は、レース結果及び賞金基準表に合致しており、支払調書等、所定の書類の決裁状況は規程のとおり処理されていた。

3.2.3 指摘事項

1) 資金前渡口座の通帳保管について(指摘)

資金前渡口座の平成16年度分の通帳が、通帳現物を監査中に確認できなかった。年度終了後には、当該通帳は新通帳に繰り越され、平成16年度分の通帳は「ペイド」処理される。その後誤って破棄されたものと考えられる。平成16年度中の資金移動状況は、後日銀行が発行した「預金取引明細照会」によって確認できたが、通帳は他の書類と同様、一定年限(5年間)にわたり保管する必要がある(福岡市公文書の管理に関する規則第9条第2項)。今後は、書類を適切に保管すべきである。

3.2.4 意見

1) 振込実行時の確認について（意見）

上記のとおり、所定の書類の決裁状況は規程のとおり処理されていた。ただし、現在実際に振込みを行う際に銀行振り込み依頼書等の承認は特段行われていない。支払調書によって支払金額の確認を行うことはできるが、実際の振込み実行時には担当者の確認が行われているのみである。民間の事業会社では実際に銀行口座から支払う際には担当者以外の財務責任者による承認行為を要請していることが一般的である。内部牽制の観点から、作成された総合振込依頼書は支払調書に添付して同時に承認を受ける体制が要請される。

3.3. 使用料賃借料（リース契約）

3.3.1 概要

リース取引は一般的には複数年にわたる期間契約によるが、地方公共団体においては予算単年度主義により、すべて単年度契約を行い、賃借料として処理されている。ただし、実質的には5年程度の複数年にわたって契約が継続的に更新されるため、リース契約期間初年度の契約に際しては指名競争入札や見積合わせが行われるが、リース期間内の契約については随意契約による契約更新を行っている。なお、地方自治法の改正により、福岡市でも平成17年度からリース契約は長期継続契約として取り扱うこととなっている。

3.3.2 監査の結果

検証対象としたリース契約は以下のとおりである。 (単位：円)

契約内容	契約金額 (16年度)	契約金額 (総額)	契約先	選定方法
投票業務機械設備 (内訳は下記のとおり)	363,582千円	2,545,080千円	日本トーター (株)	特命随意契約
自動発売払戻機(17 台)	13,997千円 (16年10月から 開始)	153,971千円	(財)競艇情報 化センター	特命随意契約

平成16年度のリース契約のうち、最大の契約である投票業務機械設備賃貸借及び平成16年度に新規契約を行った自動発売払戻機について、伺書、入札調書、予定価格調書及び支出負担行為決議書を照合し、業者選定過程を吟味することで契約手続の合規性を検討した。

投票業務機械設備(投票券発売機とその周辺機械)のリース契約は7年契約で平成13年度から平成19年度末までの契約であり、契約総額25億円である。契約の内訳は、投票所システム機器一式(デスク業務支援端末8式、自動機監視装置7式、独立型集計装置1式、事務処理支援端末1台、プリンタ3台、一体型発券機342台、減算機11台、払戻機16台)、電算センターシステム機器一式となっており、いわゆるトータルリゼーター(投票業務機器運用管理設備)とその端末となる発券機である。

平成 16 年度に新規に契約した自動発売払戻機は日本トーター(株)製の機械のリース契約を(財)競艇情報化センターと締結している。(財)競艇情報化センターとは日本財団の関連組織で、一定の基準を満たす競艇関連設備導入に際して利子の一部を財団が負担することにより割安なリース料で契約できる制度(競艇躍進事業)が設けられ、同制度を利用したリース契約となっている。

これらのリース契約については、いずれも議会での債務負担行為決議が行われていることも確認した。

3.3.3 意見

1) 業者の選定方法(意見)

福岡競艇場で投票券発売機等の舟券発売及び投票結果集計を行ういわゆるトーターリゼーターシステムは日本トーター(株)の機械及びソフトウェアを利用している。全国の 24 競艇場のうち 1 場では他社製を利用しているほかは同社製品を利用しているということであり、同社製品は業界内で圧倒的なシェアを誇っている。そのため、トーターリゼーターシステムや関連機器の導入に際しては選択肢が乏しい状況である。平成 13 年度に開始したリース契約は、日本トーター(株)製の機械リースについて日本トーター(株)と特命随意契約を締結していた。この場合、同社製機器を賃借する必要性はあるとしても、それを同社から随意契約でリース契約しなければならない必然性はないと考える。リース業者選定に当たっては入札を行うべきである。

なお、平成 16 年度に契約した自動発売払戻機については、リース料に含まれる利息軽減を図る競艇躍進事業制度を活用するために(財)競艇情報化センターと契約したものであり、特命随意契約となる特段の事由に合致するものと考えられる。なお、事業部作成の資料によると、通常のリース契約と比較して支払総額で 24 百万円の節減になっている。

2) リース導入時の検討過程(投票券発売機の余剰)について(意見)

平成 13 年度に当初のリースを開始した「投票業務機械設備」の契約では投票券発売機(有人窓口用)を 342 台、その他に投票券発売にかかる機械設備を導入している。

平成 15 年度に中央スタンドを改築し、それまでの有人窓口を削減し自動販売機への切り替えを行った。その結果、現在の有人窓口は 202 窓口となっており、予備機を含めても 250 台程度で運用が可能である。ただし、一般レースに比べて売上が増加する SG レースの際(開催年度で年間 6 日程度)には、臨時発売所を設置するため、その際には保管している 20 台程度を設置して臨時発売窓口として活用している。さらに、現行の投票券発売機に不具合が生じることも少なくないためメーカーへ持ち込み修理に出しており、結果として余剰機が役立っているという説明を受けている。しかし、不具合による持ち込み修理の場合には故障原因にもよるが、一般的にはメーカーによる代替機の提供を受けることも可能であるものと考えられる。

臨時発売時に使用する機械を含めても、平成 15 年秋以降は 50 台程度の余剰機が発生していることになる。当初のリース契約導入検討時には、中央スタンドを現行よりも大規模な設計で

想定していたが、競艇事業を取り巻く環境や財政事情から設計を縮小して改築したため発売窓口も縮小され、リース導入時に使用すると思われていた有人窓口用機械に余剰が生じてしまったものである。なお、当該リース契約は期間満了前の解約を認めておらず仮にリースを解約した場合にも残リース料の支払義務が生じるほか、他の競艇場でも福岡競艇場と同様に有人窓口発売から自動販売機への切り替えを進めており、投票券発売機の転用ニーズもないため、余剰機を活用する方法は乏しい状況である。

リース導入の2年後にスタンド工事が完成していることを考えると、結果論ではあるが、投票券発売機の設備投資の意思決定において十分に慎重な検討が行われていたのか疑問が残る。リース契約は将来の支出を固定する設備投資であり、その決定に際しては中長期経営計画に基づき十分な検討を行う必要がある。

3.4. 委託料(場外発売委託料)

3.4.1 概要

平成16年度の支出計算書に計上されている委託料は(表3-4)のとおり、総額で43億円となっているが、その内訳は、A) 場外発売に関する他場への支払委託料(他場での発売に対する販売手数料支払)とB)その他の委託料である。このうち、Bについては、事業の性質から委託契約が相当数に上っており、特命随意契約がかなり多いため、3.5.委託料(場外発売委託料以外)において契約の選定過程から検査支払にいたる一連の手続きを別途検討している。

(表3-4) (単位:千円)

平成16年度の支出計算書に計上されている委託料	
(開催運営費) 05.05.05	3,783,908
(受託事業費) 05.05.10	268,720
(舟艇費) 05.05.15	6,360
(施設維持費) 05.10.05	259,729
(施設改善費) 05.10.10	34,070
委託料合計	4,352,790
上記の内訳	
A) 場外発売に関する他場への支払委託料	
(全日本選手権)	2,123,377
(51周年競走)	159,599
(ダイヤモンドカップ)	333,355
合計	2,616,331
B) その他の委託料(定期監査調書記載の合計額)	
経営企画課(監査調書の委託料の調)	432,427
開催運営課(監査調書の委託料の調)	1,014,515
合計	1,446,942

場外発売に関する他場への支払委託料は、福岡競艇場主催レースのうち、全国でも発売が見込まれるグレードの高いレースについて他場でも発売を行い、売上金の一定割合を他場に対して支払うものである。その内訳は、施設借上料(4.5~5.75%と競艇場により異なる)、開催経費(8%)、環境整備費、特別分担金及び事務協力費となっており、毎年度全国モーターボート施行者協議会にて「場間場外発売に関する運営基準」として定めている。

全国の発売状況とレース結果は、全国の競艇場のトータリゼーターデータをオンラインで集計しており、精算事務は全国モーターボート施行者協議会が行う。この精算結果報告を受け、場外発売を実施した受託施行者(他場)は福岡市に対して委託料請求書を発行、福岡市は委託料として支払を行う。

3.4.2 監査の結果

平成 16 年 10 月に行われた全日本選手権（SG）レースについて検討した結果、他場に支払われた委託料は、全国モーターボート施行者協議会の精算結果報告に合致しており、所定の書類の決裁状況は規程のとおり処理されていた。

3.5. 委託料(場外発売を除く委託料)

3.5.1 概要

平成 16 年度の委託料（場外発売を除く）は総額で 14 億円となっているが、その内容は清掃、警備、競艇関連機器の保守点検及び広告宣伝に係るものが主要なものである。

委託料調に記載された委託契約について、その委託料に応じた契約件数とその契約方法について整理すると、下表のようになる。

	特命随意契約	随意契約	入札	コンペ	合計
3 億円以上	1 件	—	—	—	1 件
1 億円以上	1 件	—	1 件	—	2 件
3,200 万円以上	2 件	—	4 件	1 件	7 件
3,200 万円未満	42 件	7 件	13 件	10 件	72 件
合計	46 件	7 件	18 件	11 件	82 件

業務委託及び工事に関する契約事務の概要については以下の通りである。

契約事務とは、工事や委託業務の設計から発注、工程管理、完成・履行確認を経て支払に至るまでの一連の事務手続をいう。設計書に基づいて発注金額の上限となる予定価格を設定し、この金額に応じて契約先の選定方法（一般競争入札・公募型指名競争入札・簡易公募型指名競争入札・指名競争入札・随意契約）が決められる。

平成 16 年 4 月 1 日現在、福岡市では、工事及び委託業務における予定価格別の契約先の選定方法を、原則として以下のように定めている。なお、指名競争入札及び随意契約については、地方自治法第 234 条第 2 項、同施行令第 167 条及び 167 条の 2、福岡市契約事務規則第 22 条によって定められている。また、工事に係る公募型及び簡易公募型競争入札については「入札・契約手続きの改善に係る実施方針について（平成 7 年 2 月 15 日付け市長決裁）」及び「簡易公募型指名競争入札実施要領」の中で定められている。

契約先の選定方法	一般競争入札	公募型指名競争入札	簡易公募型指名競争入札 ※1	指名競争入札	随意契約
予定価格（工事）	24 億 3 千万円以上	3 億円以上 24 億 3 千万円未満	1 億円以上 3 億円未満	250 万円超 1 億円未満	250 万円以下
予定価格（委託業務）	3,200 万円以上 ※2			100 万円超 3,200 万円未満	100 万円以下

※1 簡易公募型指名競争入札は、公募型指名競争入札に比べ、入札参加資格審査委員会による入札参加資格要件等の審議を必要とせず、入札実施の掲示から開札までの日程が短く設定されている選定方法である。

※2 予定価格が 3,200 万円以上の委託業務であっても、WTO 政府調達協定の適用を受ける業務以外は指名競争入札となる。WTO 政府調達協定の適用範囲については、「政府調達に関する協定」の付表 4（サービス）及び付表 5（建設サービス）にて定められている。具体的には、「広告サービス」、「建築物の清掃サービス」、「金属製品、機械及び機器の修理のサービス」などが適用範囲業務である。

また、指名競争入札の入札参加者の指名者数については、福岡市契約事務規則第 20 条に「競争入札有資格者名簿に登載された者のうちから市長が定める指名基準に基づいて原則として 6 人以上の入札参加者を指名する」ことが定められている。

この「市長が定める指名基準」である「福岡市指名基準」（以下、「指名基準」という）において、工事種別に契約の予定金額に応じて入札参加数が定められている。今回の検討対象に関連するものは下表のとおりである。

	契約の予定金額	建築 一般土木	その他の工事
A	5 億円以上	20 社以上 28 社以下	6 社以上 24 社以下
B	2 億 5 千万円～5 億円	16 社以上 24 社以下	
C	6 千万円～2 億 5 千万円	12 社以上 20 社以下	
D	1 千 5 百万円～6 千万円	8 社以上 16 社以下	
E	1 千 5 百万円未満	6 社以上 12 社以下	

「指名基準」は工事を対象として定められており、委託契約に関する指名者数の基準は明文化されていない。そのため、上表の「その他の工事」に該当するとみなして 6 社以上 24 社以下の範囲で指名するという運用を行っている例が多い。

なお、随意契約を行うことができるのは、契約種類ごとに一定金額以下であること、その性質が競争入札に適しないものである時などであり、随意契約を行う場合でも 2 人以上から見積書を徴して行うこととされている（福岡市契約事務取扱規程第 11 条）。

3.5.2 監査の結果（契約事務の検討に関して）

場外発売を除く委託料について契約事務手続きが適切に実施されていることを検証するため、委託料調からサンプルを（表 3-5）のとおり 29 件抽出し、次の証憑と照合を行った。その結果、指摘事項 1 件及び意見事項 2 件を除き、下記サンプルに係る委託料の契約事務は規程等に準拠して適正に処理されていることが認められた。

(表3-5)

(単位:千円)

検討 NO.	案件名	検証金額	契約先	契約方法
1	福岡競艇場施設維持管理保守業務	117,322	九州メンテナンス(株)	指名競争入札
2	福岡競艇場映像コントロールシステム操作業務委託	22,788	福岡ビデオシステム(株)	特命随意契約
3	福岡競艇場ホームページ管理運営委託	14,490	福岡ビデオシステム(株)	特命随意契約
4	ファン情報誌等制作委託	23,232	福岡総合印刷(株)	コンペ
5	SG第51回全日本選手権競走宣伝業務	73,185	(株)BBDO J WEST	コンペ
6	福岡競艇場消防設備点検業務	12,390	三和防災工業(株)	指名競争入札
7	福岡競艇場大型映像装置保守業務	13,650	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	特命随意契約
8	福岡競艇場昇降機保守業務(その1)	8,788	(株)日立ビルシステム九州支社	特命随意契約
9	福岡競艇場昇降機保守業務(その2)	10,710	フジテック(株)九州支社	特命随意契約
10	福岡競艇場昇降機保守業務(その3)	6,006	三菱電機ビルテクノサービス(株)九州支社	特命随意契約
11	福岡競艇場昇降機保守業務(その4)	6,300	ダイコー(株)福岡営業所	特命随意契約
12	福岡競艇場投票事務機械設備保守業務	127,439	日本トーター(株)	特命随意契約
13	福岡競艇場自動販売機新紙幣対応改造業務	21,483	日本トーター(株)	特命随意契約
14	福岡競艇場自動払戻機新紙幣対応改造業務	14,175	日本トーター(株)	特命随意契約
15	福岡競艇場公金取扱に関する業務	11,652	(株)福岡銀行	特命随意契約
16	福岡競艇場競技用電気設備保守管理業務	14,700	松下電工(株)九州特機営業所	指名競争入札
17	福岡競艇場電光総合表示板設備保守管理業務	15,141	日本トーター(株)	特命随意契約
18	福岡競艇場掃海業務	49,604	(有)福岡舟艇掃海	特命随意契約
19	福岡競艇場ボート等管理施設の清掃および競技用具管理業務	19,905	(株)大興社	指名競争入札
20	福岡競艇場東スタンド定期および開催日清掃業務	37,800	(株)朝日ビルメンテナンス九州・沖縄エリア本部	一般競争入札
21	福岡競艇場中央スタンド定期および開催日清掃業務	63,008	建友産業(株)	一般競争入札
22	福岡競艇場便所清掃業務	37,001	(株)愛光ビルサービス	一般競争入札
23	福岡競艇場競技棟他清掃業務	17,798	建友産業(株)	指名競争入札
24	福岡競艇場第1駐車場他清掃業務	17,158	(株)愛美	指名競争入札
25	福岡競艇場東スタンド風防ガラス清掃業務	10,364	(株)三愛美装センター	指名競争入札
26	福岡競艇場警備業務(開催警備)	351,251	(株)にしけい	特命随意契約
27	福岡競艇場警備業務(保全警備および機械警備)	68,821	(株)にしけい	特命随意契約
28	福岡競艇場第1駐車場警備業務	13,306	九州ガードシステム(株)	随意契約
29	福岡競艇場場内総合サービス業務	64,050	(株)三愛美装センター	指名競争入札

委託設計書	契約書
委託契約の伺い	着手届
競争入札参加資格審査申請書	完了届兼検査調書
委託契約締結伺い	請求書・支出命令書 など

3.5.3 指摘事項（契約事務の検討に関して）

1) 設計金額の積算過程での計算誤りについて（指摘）

「福岡競艇場掃海業務（表 3-5 検討 NO. 18 契約金額 49,604 千円）」に関して、設計金額の積算過程で計算誤りが発見された。レース開催前日の検査日は開催日勤務時間より 1 時間短く積算しているが、その時間調整を行う際に、誤って 326 千円少なく見積もっていた。

結果として少なく積算されたため、過払いにはなっていない。単純な計算誤りであることから、チェック者が検証しやすい積算資料を作成するなどの方法を採用し、より厳格なチェック体制を構築することが必要である。

3.5.4 意見（契約事務の検討に関して）

1) 仕様書の記載方法について（意見）

「福岡競艇場投票事務機械設備保守業務（表 3-5 検討 NO. 12 契約金額 127,439 千円）」の契約関連書類の照合を行ったところ、仕様書、積算内訳書及び完了検査調書の記載に整合性が認められない事項が発見された。

保守業務の一部である「無停電電源装置点検」については、積算内訳書では年間 4 日実施となっていたが、仕様書では「6 か月に 1 回」としか記載がなく、完了検査調書及び業者からの保守報告書でも実施日は年間 2 日となっていた。

事前連絡及び立会した職員の記憶により、無停電電源装置点検は確かに年間 2 回（2 日/回）で延べ 4 日行われており、契約内容の業務は行われていたと説明を受けている。検査調書の確認の際には、契約業務が網羅的に実施されているか確認をする必要があるが、仕様書の記載が不明確であったこともあり、検査調書の記載誤りを見落としていたことが推測される。契約内容の確認を適切に行うためにも、仕様書の記載方法は明瞭なものに改善する必要がある。

2) 指名競争入札における業者選定について（意見）

委託業務にかかる指名業者数については、特に規定はされていないが、「その他の工事」ととらえ、6 社以上 24 社以下を採用しているケースが多い。また、指名業者の選定基準の決定及び実際の指名作業については、主管担当係ではなく財務係で行われており、一定の内部牽制が働いているものと考えられる。

指名業者の選定基準については、指名チェックリストに明記されているが、実際に選定された指名業者とチェックリスト記載の基準とを比較した結果、基準に該当する会社のなかから指名対象外となった理由が明確でない案件が発見された。

具体的には、「消防用設備点検業務（表 3-5 検討 NO.6 契約金額 12,390 千円）」については、指名基準に形式面で合致する業者が 13 社存在しているが、実際に指名されている業者は 10 社である。残る 3 社が指名されなかった過程については、担当者が前年度契約実績に従い指名者数を最初から 10 社と決めているという単純な理由だけでなく、委託内容の専門性から判断して、2 社は業務を請け負うことができないと判断したためとの説明を受けた。残りの 1 社については、指名されなかった合理的な理由が示されなかった。ただし、その残り 1 社は平成 17 年度の当該業務において、指名されており、指名業者の入れ替えは行われている。

その他の事例についても、選定業者数については 6 社以上という条件は満たしてはいるが、当該業者数を決定した理由は指名チェックリストに明記されておらず、また基準に該当する会社のなかから特定の会社を指名する選定過程に関する記録は残っていないとの説明を受けている。

入札の指名業者を選定する過程が客観的な判断に基づいたことを事後的にも検証可能にするため、また、次年度以降の選考事務の効率化のためにも、選考過程・選定手続きを文書化し過程の透明性・明瞭性を高めることが望ましいと考える。

3.5.5 監査の結果（随意契約を採用している理由の検討に関して）

委託料調（定期監査資料の平成 16 年度契約期間分）を査閲し、金額的には契約先の選定方法として指名競争入札を採用すべきであるが、随意契約を採用しているものの有無を確認した。該当がある場合には、随意契約を採用している理由を質問するとともに関連する書類を査閲し、その理由の合理性、並びに選定方法及び設計価格の積算方法の妥当性を検証した。その結果、意見事項 3 件を除き、随意契約の実施理由及び設計価格の積算方法について著しく妥当性を欠くと判断されるものは発見されなかった。

3.5.6 意見（随意契約を採用している理由の検討に関して）

1) 特命随意契約（単独随意契約）の妥当性について（意見）

委託料調に記載された委託業務のうち、金額的には契約先の選定方法として指名競争入札を採用すべきであるが、特命随意契約もしくは随意契約を採用しているものが多数発見された。その件数について、委託料調全体の契約方法別の件数と併せて整理すると下表のようになる。

（合併契約による重複分は控除している）

特命随意契約	随意契約	入札	コンペ	合計
46(41)	7(1)	18	11	82

※（ ）の数字が金額基準では指名競争入札の対象となるが、特命随意契約及び随意契約を採用している件数

上表の () 書きした案件について、特命随意契約もしくは随意契約により契約を行った理由について類型化し、整理すると (表 3-6) のようになる。

(表3-6)

契約方法	理由	契約金額が1千万円以上		契約金額が100万円超～1千万円未満		合計 件数
		件数	案件(表3-5)のもの	件数	案件(左記以外のもの)	
特命随意 契約	A)使用している機器・設備の 保守及び操作業務について は、その機器・設備を製作・ 製造・施工(賃貸借も含む)し た業者が行うことが妥当と判 断されたもの	9	・(7) ・(8)～(11) ・(12) ・(13)(14) ・(17)	17	・放送設備保守業務 ・場内映像保守業務 ・競艇場関連機械・設備の保守業務 例)納金システム、 投票事務機械設備 大時計 など ・人事給与システム運用・保守業務	26
	B)委託内容が特殊であるた め、ノウハウの蓄積された継 続請負業者に委託することが 妥当と判断されたもの	4	・(2) ・(18) ・(26)、(27)	1	・健康診断業務	5
	C)委託内容がシステムと連 携するため、システム操作業 者に限定されるもの	1	・(3)	1	・ホームページシステムアップ業務	2
	D)委託先が1つしか存在しな いもの	—	—	5	・キャンペーン委託業務・イメージポスター 等デザイン業務委託業務 (専属契約キャラクターを利用するため) ・中継委託業務 (競艇のCS放送業者は1社しか存在しない ため) など	5
	E)コンペで提案された企画の 一部を製作委託するため、特 命随意契約の方が合理的で あると判断されたもの	—	—	1	・タッチパネル製作業務	1
	F)福岡市全体の契約で委託 先が決定されているもの	1	・(15)	—	—	1
	G)他の業務との連携のため、 特命随契の方が合理的と判 断されたもの	—	—	1	・放送業務	1
	合計	15	—	26	—	41
随意契約	複数項目の単価を一度に契 約する単価契約のため、金額 が100万円以上でも契約総額 での競争入札は実施できず、 積算内訳書付きの見積合せ で契約する必要がある案件	1	・(28)	—	—	1

※ 表中の番号は (表3-5) の検討ナンバーである。

A) の理由で特命随意契約件数が多くなっているのは、競艇独自の機器・設備が多く、保守業者も限定されること、また円滑な競艇の運営のためには、緊急時に部品交換などの修理を迅速に行うことができる業者が望まれることなどの説明を受けた。

また、全体としてモーターボート競走の運営という特殊性を帯びた業務では、過去の誠実な履行実績が求められるからという理由も多かった。

しかし、これらの理由を考慮しても、G) の「福岡競艇場放送業務 (4,704 千円)」については、積極的に特命随意契約を行う理由としては合理性を欠くと考えられる。

「福岡競艇場放送業務」は、来場者に対する呼出や催物などの案内及び BGM の操作など、場

内向けの放送業務である。競走にかかる来場者への放送業務(実況、着順の確定放送など)を請負っている業者と特命随意契約を行っており、その理由は競走にかかる来場者への放送業務と場内向けの放送業務は連携が必要であるからとの説明を受けた。

しかし、当該業務は平成 15 年度まで従事員が行っていたが従事員配置業務の見直しに伴い、平成 16 年度から外部委託としている。場内放送はレース実況放送とは異なり、競走そのものにかかわる内容ではなく、従前は従事員が実施していた業務であり、他の業者でも実施可能な業務であると考えられる。

特命随意契約を行う場合には選定過程における競争原理が働きにくいため、1 社随意契約が不可避である業務に限定すべきであり、選定方法の見直しが必要と考える。

2) 契約業者選定時の基準について(意見)

機器・設備の保守管理業務で特命随意契約が多くなっている詳細な理由として次の説明を受けている。

ア) 仮に製作・製造・設置会社と保守管理業者を別の業者に分けた場合、機器・設備の故障などの問題に係る責任の所在を特定させることは難しく、対応が遅れることが予測されること

イ) 詳細な機器・設備の図面や設計書等の情報の入手が難しい状況にあること

ウ) 修理などに利用する部品の調達も困難なこと

このような理由で機器・設備の導入業者と保守管理業者を同一とせざるを得ないのであれば、機器・設備の導入コスト(インシヤルコスト)だけでなく、その後の保守・管理コスト(ランニングコスト)まで考慮して、業者選定を行うことも検討すべきである。インシヤルコストとランニングコストの総額(トータルコスト)で業者選定を行う契約方法の採用が考えられる。

また、上記イ、ウのような理由に対する方策としては、例えば、保守業務のために必要な部品や設計書などの資料の提供を契約書の項目として設けるなどの方法も考えられる。

3) 設計価格及び予定価格の積算方法について(意見)

予定価格及び設計価格の妥当性を検証するためにヒアリングを実施し、設計書及び予定価格書を査閲した結果、以下の3つの問題点が発見された。

①設計価格積算時に長期間同一の参考見積を使用した事例

積算項目については、請負業者から参考見積を入手して決定しているとの説明を受けた事例が多数存在した。しかも、1度参考見積を入手して以降、長期間にわたって同一の見積書を基礎として、前年通りの積算を行っているものも含まれていた。

具体例)

ゴンドラ設備保守業務(1,449千円)：平成元年頃の見積入手以来、更新していない。

大型映像装置保守業務(表 3-5 検討 NO.7 契約金額 13,650千円)

：平成 12・13 年頃の見積入手以来、更新していない。

このようなケースでも、単価は大多数が人件費であり、その単価については建設物価等を参考にしているため、物価変動は加味されているとのことだった。しかし、点検機器の改良により、同一の業者であっても保守点検に必要な人員や点検回数を減少できる余地ができていたことも考えられるため、参考見積を入手する頻度をもう少し増やすことも必要であると考えられる。

なお、事業部では今後は適当な期間において再見積もりを徴求する方針としている。

②積算根拠の十分な検討

請負業者から入手した参考見積の妥当性の検証が十分とは判断できなかった事例が発見された。具体的な案件としては、「常設タッチパネル製作委託業務(1,686千円)」、「自動販売機新紙幣対応改造業務(表3-5 検討NO.13 契約金額21,483千円)」、「自動払戻機新紙幣対応改造業務(表3-5 検討NO.14 契約金額14,175千円)」、「福岡競艇場第1駐車場警備業務(表3-5 検討NO.28 契約金額13,306千円)」、「公金取扱に関する業務(表3-5 検討NO.15 契約金額11,652千円)」及び「競技棟他定期清掃業務(表3-5 検討NO.23 契約金額17,798千円)」の7件である。

[他部署との情報共有によって積算の妥当性検証が可能なもの]

「常設タッチパネル製作委託業務(1,686千円)」は別の委託業務のコンペで落選した業者の企画の一部が大変良いものと判断されたため、別途製作を相談し、委託を行うことになった業務であり、企画提出業者と特命随意契約を行っている。請負業者から入手した見積書と比較したところ、見積金額の約85%で設計されており、請負業者の言い値のままではないことは確認された。しかし、85%の水準で妥当かという検証は行わなかったとの説明を受けている。特殊性の高い委託業務ではあるが、タッチパネルを使用している市役所市民情報プラザといった他部局と情報交換するなど、入手可能な範囲で情報収集を行い、業者提示額の検証を行うことも可能だったものと考えられる。

「自動販売機新紙幣対応改造業務(表3-5 検討NO.13)」及び「自動払戻機新紙幣対応改造業務(表3-5 検討NO.14)」についても、新紙幣対応のための改造業務であれば、交通局(地下鉄)といった他部局でも同様の業務委託が行われている可能性が高いが、情報交換などは特に行われていない。特命随意契約業者から入手した参考見積を、ほぼそのまま設計金額としているため、提出見積金額と積算金額の状況は下表の通りとなっている。(なお、予定価格は積算金額から若干低い価格で設定されているため、第1回の提出見積金額は予定価格を下回らず、業者決定に至っていない。)

	積算金額との乖離率	
	第1回見積提出	第2回見積提出
自動販売機新紙幣対応改造業務	-0.12%	-0.99%
自動払戻機新紙幣対応改造業務	0.00%	-0.79%

上記と同様、合理的に可能な範囲で判断の基礎となる情報を入手の上、提示された参考見積について金額の妥当性を検証する必要があったものと考えられる。

また、「福岡競艇場第1駐車場警備業務(表3-5 検討N0.28)」の契約実績も下表のような結果となっている。設計金額については、契約当初に参考見積を入手し、当該業務とは別の業者が受託している場内警備業務の単価と比較検討を行っただけで、その後設計について他部局等との情報交換は行わなかったと説明を受けている。単価については毎年、物価変動分の見直しを行っていたとのことではあるが、平成17年度の実績を考えると平成16年度までの設計金額の妥当性について、単価水準等をより慎重に検証すべきだったのではないかと考えられる。

福岡競艇場第1駐車場警備業務		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
委託料 ※		31,129		26,178		20,297	
契約金額(税込) ※		31,300		30,319		22,825	
予定価格 ※		33,106		33,259		24,973	
請負者		福岡県警備業協同組合		福岡県警備業協同組合		福岡県警備業協同組合	
選定方法 ※		特命随意契約		随意契約		特命随意契約	
指名業者名 ※		入札額	落札率	入札額	落札率	入札額	落札率
業者A1		29,809	94.5%	28,876	91.2%	21,739	91.4%
業者A2				※			
業者A3							
単価契約							
		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
委託料		18,288		12,392			
契約金額(税込)		19,753		13,305		15,801	
予定価格 ※		21,601		22,684		18,265	
請負者		福岡県警備業協同組合		九州ガードシステム(株)		九州ガードシステム(株)	
選定方法 ※		特命随意契約		随意契約		随意契約	
指名業者名 ※		入札額	落札率	入札額	落札率	入札額	落札率
業者A1		18,813	91.4%	12,672	58.7%	15,049	86.5%
業者A2				12,938	59.9%		
業者A3				32,064	148.4%		
単価契約							
※単価契約であるため、委託料と契約金額が異なる。 ※予定価格の増減説明：平成13年度から平成14年度の減少は、1日当たりの警備員を10人から6人へ削減した影響である。コスト削減のため、来客数の減少等を加味して、見直しを行っている。 また、平成17年度の減少は平成16年度の契約実績を加味して、予定価格の算出の際に単価を25%~30%低下させた影響である。ただし、場外発売日数は増えている。 ※昭和55年10月の財政局長からの通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」において、常駐警備については特命随意契約によることができる期間を2年間と定められているので、2年ごとに契約先の選定を行なっている。選定方法が随意契約となっているのは、この契約が複数項目の単価を決定するものであり、総価額で判断できないため、競争入札を実施できないからである。 ※平成16年度の合見積実施業者の選定は、①登録業者名簿に登録されていること、②地場企業であること、③実績があること、④売上高、⑤警備員数等の基準を設けて行われているが、業者数は最初から3社と限定されている。 ※平成13年度は契約決裁ファイルが紛失しているため、詳細は不明である。							

「公金取扱に関する業務(表3-5 検討N0.15)」は人件費の積み上げ計算により積算しており、従事員の平均給与を単価として採用している。当該業務は現金を銀行まで運搬する業務であり、

警乗員の単価に従事員の平均賃金で積算していた。同様の業務について、市の他部局でも多数事例があるものと考えられるが、他部局との情報交換は特に行われていなかった。他事例との比較の上で、従事員の平均賃金を採用することの合理性を十分に検討する必要がある。

福岡市では一定金額以上の工事契約については、財政局契約課において一括して契約が行なわれており、牽制の効果だけでなく、情報の共有化という点では優れた仕組みとなっている。委託契約についても、情報を共有化するための仕組みを導入することを検討する必要があるものと考えられる。

[前年度の入手資料を活用すべきもの]

平成 16 年 1 月 26 日付けの財政局契約課からの通知(「清掃等業務委託契約における最低制限価格制度等の導入及び関連要領改正について」)により、平成 16 年 4 月 1 日以降に締結される 100 万円超の清掃及び機械警備等業務委託契約については、指名競争入札の場合は落札業者から、一般競争入札の場合は入札参加業者全員から積算内訳書の提出を義務付けるように変更されている。平成 16 年度において業者から入手された積算内訳書と平成 17 年度の同じ業務の設計書を見比べたところ、設計価格算定に用いた単価が業者積算よりも高い項目が散見された。中には業者より 19 倍高く設計していた項目も、その金額乖離を見直されることなく設計しているものが発見された。

具体例)

「競技棟他定期清掃業務」(表 3-5 検討 NO. 23 契約金額 17,798 千円)

ルーフドレン(29 個、年 1 回交換部品)が平成 16 年度の設計価格算定では@3,880 円であるのに対して、業者積算内訳書では@200 円であった。同様の業務の平成 17 年度の設計価格算定では@3,802 円と、若干単価が下がっているものの前年度の乖離を解消するほどではない。

この点に関しては、積算内訳書の入手が義務付けられたのは平成 16 年度からであり、積算内訳書の入手理由を談合防止と考えており、設計書作成の参考にすることを想定していなかったために設計への反映ができなかったとの説明を受けている。しかし、入手された情報を十分に活用し合理的な設計を行う必要があると考える。

③ 予定価格のより合理的な算出

予定価格は、積算金額の価格帯ごとにあらかじめ決められた予定価格算出率を積算金額に乗じて、予定価格を算出しているとの説明を受けた。委託料調から抽出したサンプルについて、設計金額と予定価格の率を検証した結果、説明どおりの傾向があることは確認できた。しかし、その予定価格算出率の設定に係る根拠資料はなく、合理性を持って決められた予定価格算出率とは判断できない状況であった。過年度の【落札額÷積算金額】の割合を分析して予定価格算出率を決定する方法など合理的な基礎に基づき予定価格を設定することが必要である。

3.5.7 監査の結果（過去5年間における委託業務の契約状況の検討に関して）

福岡競艇場では委託業務の特命随意契約の件数が多いことから、毎年度発生し、かつ金額が大きい業務については、契約先、契約金額、入札業者等について過去5年間の比較を行い、特に留意して検証を行った。その結果、指摘事項1件及び意見事項1件が発見された。

3.5.8 指摘事項（過去5年間における委託業務の契約状況の検討に関して）

1) 契約ファイルの保管状況について（指摘）

過去5年間の契約状況の監査の過程で、平成13年度の「福岡競艇場東スタンド風防ガラス清掃業務(14,333千円)」、「福岡競艇場第1駐車場警備業務(30,319千円)」及び「福岡競艇場場内総合サービス業務(49,140千円)」に係る契約決裁ファイルが紛失していることが発見された。公文書の保存期間については、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条により保存期間が定められており契約に関する公文書は5年間保存しなければならないことから、規則に準拠しない取扱いとなっている。

紛失の原因としては、中央スタンドが完成し、事務所を移転させる際に、誤って廃棄したのではないかと説明を受けているが、今後は適正な保存に努める必要がある。

3.5.9 意見（過去5年間における委託業務の契約状況の検討に関して）

1) 過去5年間の請負業者及び入札状況について（意見）

平成16年度の委託料調から委託料を基準にサンプル抽出し、過去5年間の契約状況を22件検討した結果、下表のような結果が得られた。

傾向	(5年間の) 選定方法	該当件数	サンプル全体件数
過去5年間、請負者が同一	一般競争入札と指名競争入札の併用	1	1
	指名競争入札	4	6
	コンペ	0	1
	指名競争入札と随意契約	1	1
	特命随意契約	11	11
	随意契約と特命随意契約	0	2
	合計	17	22

傾向	選定方法	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
落札率が95%以上	一般競争入札	2件	0件	0件	0件	1件
	指名競争入札	5件	5件	6件	6件	6件
	コンペ	1件	1件	1件	1件	1件
	随意契約	1件	1件	0件	1件	0件
	特命随意契約	11件	9件	10件	9件	11件
	合計	20件	16件	17件	17件	19件
	全体件数(22件)に対する割合	90.9%	72.7%	77.3%	77.3%	86.4%

過去5年間、請負者が同一である件数は17件であり、検証サンプル全体件数22件の77.3%となっている。特命随意契約の件数が多いため、当然の結果とも言えるが、検証を行ったサンプル22件のうち、半数の11件は継続して5年間特命随意契約を行っている状況であった。また、競争入札(指名競争入札もしくは一般競争入札)を実施しているが結果として、5年間同一の業者が連続して落札した件数は5件あり、競争入札の検証サンプル全体(7件)の71.4%となっている。

落札率については、年度によって若干のばらつきはあるものの、95%以上のものが検証サンプル22件のうちの大半を占めている。また、5年間継続して落札率が95%以上である契約の件数も14件にのぼる。特命随意契約の場合、選定過程における競争原理が働きにくいいため、予定価格と契約額が近接する傾向が現れていると考えられる。しかし、長期的に継続して契約を行っている実績が散見されることから、請負者にノウハウが蓄積され、業務効率化を図ることが可能な部分も多数あるかと考える。業務の実施頻度、人員のランク、人数及び単価等について見直しができる可能性がないか、設計金額を積算時に検討し直すことで、コスト削減を図ることも必要であると考え。(この点に関しては、別途「設計価格及び予定価格の積算方法について」で詳細に検証。)

また、落札率が95%以上である状況は、競争入札を実施した場合にも多数見られ、競争性が十分確保されているとは言い難い。更に、5年間継続して指名競争入札を実施した契約5件の状況は、次ページ以下の表のとおりであり、次の2点の傾向も見られた。

A) 入札参加業者に関しては、毎年1・2社入れ替わる程度という状況であり、固定化されている印象を受ける。

B) 落札者以外の業者の応札率が100%以上となっていることが多い。

福岡市は以前から入札制度改革に取り組んでおり、委託契約については予定価格の公表が平成16年4月1日契約分から試行、平成17年4月1日契約分から本格実施されることが決まっている。ただし、適用される委託契約は100万円超の清掃、人的警備業務等委託契約及び機械警備業務委託契約に限定されている。

下表において、平成16年度の「福岡競艇場第1駐車場他清掃業務(表3-5検討NO.24)」は入札制度改革の適用対象業務であるため、予定価格を公表しているが、その結果B)のような状況は改善され、応札率も若干ではあるが低下傾向となっている。しかしながら、予定価格の公表対象外の業務では落札者以外の入札額が100%を超えており、仮に予定価格を公表すれば異なる落札結果となることが推量される。

指名業者の固定化に留意するとともに、より競争原理が働きやすいように、予定価格の公表を行う委託契約の対象業務を拡大させるなどの更なる取り組みが必要と考えられる。

なお、以下の表においては、入札額及び応札率は上位5社分までしか表示していないが、実際は5社以上指名されている業務がほとんどであり、指名業者の一部について指名対象の入れ替えが行われている。

(単位：千円)

福岡競艇場施設維持 管理保守業務	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
委託料	148,890		128,100		118,650		105,420		117,600	
予定価格 ※	149,009		128,108		119,331		105,473		118,222	
請負者	九州メンテナンス(株)		九州メンテナンス(株)		九州メンテナンス(株)		九州メンテナンス(株)		九州メンテナンス(株)	
選定方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
指名業者名 ※	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率
九州メンテナンス(株)	141,800	99.9%	122,000	100.0%	113,000	99.4%	100,400	99.9%	112,000	99.5%
業者B1			123,200	101.0%			104,400	103.9%	117,000	103.9%
業者B2			123,150	100.9%	116,700	102.7%	104,600	104.1%	117,500	104.4%
業者B3									118,500	105.2%
業者B4	142,400	100.3%			116,750	102.7%			118,500	105.2%
業者B5	145,000	102.2%	123,200	101.0%	116,500	102.5%	104,400	103.9%		
業者B6					116,500	102.5%	104,500	104.0%		
業者B7	143,000	100.8%								
業者B8	143,000	100.8%	123,250	101.0%						

上記委託業務の内容は、競艇場の受電・空調・給排水・電話交換所・給茶器の運転維持管理業務などである。その内容から開催運営費・施設維持費・受託事業費の3つの科目にて執行されている。
 ※予定価格の増減説明：平成12年度から平成13年度の減少は、平成13年度の第一スタンドの解体および保守業務回数の見直しによる影響である。また、平成15年度から平成16年度の増加は、平成15年度の中央スタンド完成による影響である。
 ※平成16年度の指名業者の選定は、①登録業者名簿に登録されていること、②地場企業であること、③実績があること、④売上高、⑤有資格者数及び従業員数に基準を設けて行っているが、指名業者数は8社と限定している。各年度の指名業者数は8社～10社程度であり、毎年1・2社入れ替わるという状況である。

(単位：千円)

福岡競艇場消防設備 点検	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
委託料	18,900		13,650		13,335		12,075		12,390	
予定価格 ※	19,647		14,102		13,581		12,303		12,990	
請負者	ワールド防災工業(株)		(株)アサヒアルファ		初田防災設備(株)		(株)グリーン防災設備		三和防災工業(株)	
選定方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
指名業者名 ※	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率
業者C1							11,650	99.4%	11,800	95.4%
業者C2	18,300	97.8%	13,000	96.8%	13,000	100.5%			12,600	101.8%
業者C3									12,950	104.7%
業者C4			13,650	101.6%			11,700	99.9%	12,950	104.7%
業者C5	18,300	97.8%	13,700	102.0%					13,000	105.1%
業者C6	18,200	97.3%	13,700	102.0%	12,850	99.3%	11,500	98.1%		
業者C7							11,700	99.9%		
業者C8			13,650	101.6%	12,900	99.7%	11,750	100.3%		
業者C9					12,700	98.2%				
業者C10	18,250	97.5%			12,950	100.1%				
業者C11	18,000	96.2%								

※予定価格の増減説明：平成12年度から平成13年度の減少は、平成13年度の第1スタンドの解体による保守点検設備自体の数量減少による影響である。
 ※各年の指名業者数は8社～10社程度であり、毎年1・2社入れ替わるという状況である。

(単位：千円)

福岡競艇場競技用電気設備保守管理業務	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
委託料	15,067		14,910		14,910		14,280		14,700	
予定価格	15,086		15,167		15,169		14,369		14,771	
請負者	松下電工(株)		松下電工(株)		松下電工(株)		松下電工(株)		松下電工(株)	
選定方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
指名業者名 ※	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率
松下電工(株)	14,350	99.9%	14,200	98.3%	14,200	98.3%	13,600	99.4%	14,000	99.5%
業者D1	14,900	103.7%	15,500	107.3%	15,400	106.6%	14,100	103.0%	辞退	-
業者D2	15,300	106.5%	15,900	110.1%	15,800	109.4%	14,150	103.4%	辞退	-
業者D3	15,450	107.5%	14,700	101.8%	14,700	101.8%	14,199	103.8%	14,200	100.9%
業者D4	16,200	112.8%	16,300	112.8%	16,400	113.5%	13,950	101.9%	14,800	105.2%

委託業務の内容は、審判室の電源装置、大時計、海上部の信号灯などの機器及び自動発艇装置、監視カメラ等の競艇事業の要となる機器の検査業務である。
 ※指名競争入札を行っているが、指名業者の選定基準に福岡競艇場もしくは他の競艇場において、業務実績を有していることという基準が入っているため、例年指名業者は同じである。

(単位：千円)

福岡競艇場第1駐車場他清掃業務	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
委託料	11,340		11,130		13,230		13,440		17,158	
予定価格 ※	11,886		12,034		13,238		13,548		17,541	
請負者	(有)愛美		(有)愛美		(株)愛美		(株)愛美		(株)愛美	
選定方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
指名業者名 ※	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率
(株)愛美	10,800	95.4%	10,600	92.5%	12,600	99.9%	12,800	99.2%	16,341	97.8%
業者E1	12,000	106.0%	11,200	97.7%	12,750	101.1%	12,900	100.0%	16,510	98.8%
業者E2	11,500	101.6%	11,220	97.9%	12,740	101.1%	12,900	100.0%	16,540	99.0%
業者E3	11,500	101.6%	11,100	96.9%	12,980	103.0%	12,950	100.4%	16,600	99.4%
業者E4	12,000	106.0%					12,950	100.4%	16,600	99.4%
業者E5	11,800	104.2%	11,300	98.6%	12,800	101.5%	12,950	100.4%		

※予定価格の増減説明：平成15年度から平成16年度の増加は、平成16年3月に完成した前売棟まで清掃業務内容に含めるようになった影響である。
 ※平成16年度の指名業者の選定は、①登録業者名簿に登録されていること、②地場企業であること、③実績があること、④売上高、⑤清掃員数に基準を設けて行っているが、指名業者数は最初から6社と限定している。

(単位：千円)

福岡競艇場場内総合サービス業務	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
委託料	69,615		49,140		49,140		44,625		64,050	
予定価格 ※	71,383		49,172		49,194		44,742		64,995	
請負者	(株)三愛美装センター		(株)三愛美装センター		(株)三愛美装センター		(株)三愛美装センター		(株)三愛美装センター	
選定方法	指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札		指名競争入札	
指名業者名 ※	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率	入札額	応札率
(株)三愛美装センター	66,300	97.5%	46,800	99.9%	46,800	99.9%	42,500	99.7%	61,000	98.5%
業者F1					46,950	100.2%	47,000	110.3%	63,000	101.8%
業者F2	67,200	98.8%					47,040	110.4%	63,000	101.8%
業者F3	68,000	100.0%	※		46,920	100.1%	47,000	110.3%	63,000	101.8%
業者F4					46,960	100.2%			63,300	102.3%
業者F5	67,600	99.4%			46,940	100.2%	46,200	108.4%		
業者F6	67,200	98.8%								

※予定価格の増減説明：平成12年度から平成13年度の減少及び平成14年度から平成15年度の減少は、第一スタンドの解体及び中央スタンドの建築のため、必要人員数が増減した影響である。
 ※平成16年度の指名業者の選定は、①登録業者名簿に登録されていること、②地場企業であること、③実績があることなどの基準を設けて行っているが、指名業者数は最初から7社と限定している。
 ※平成13年度は契約決裁ファイルが紛失しているため、詳細は不明である。

3.5.10 意見（全般的な検討事項）

委託料の監査手続きを実施する過程で、全般的な事項として検討が必要と考えられる意見事項が3件発見された。

1) 契約単位について（意見）

「場外発売にかかる投票業務機械設備保守業務」に関しては、レースのシリーズごとに委託契約を行っていた実績が発見された。この業務は、機械の賃貸者しか保守は行えないという理由から、全件特命随意契約を行っている。そのため、契約を分割しても、業者の受注機会を増やすといった目的を果たすことにはならない。事務の簡素化のためには、出来る限りまとめて契約を行うことが望ましい。

この点に関しては平成17年1月から改善がすすめられている。そのため、平成16年度と平成17年度の契約実績を比較検討したところ、下表のような結果となった。

（金額単位：千円）

平成16年度			平成17年度		
契約件数	契約金額	レース日数	契約件数	契約金額	レース日数
18件	40,025	併売39日, 単売44日	2件	50,264	併売34日, 単売62日
平成16年度実績より分析					
11月23日 併売単価 A		127	X=755×62日		46,848
12月18日 単売単価 B		545	X=755×0.23×34日		5,996
A/B		0.23	試算値		52,844
単売日1日当たりの単価をXと置くと (44日×X)+(39日×0.23×X)=40,025 X=755			実際契約金額との差額		(2,580)

場外発売にかかる投票業務機械設備保守業務にかかる契約件数は、平成16年度は18件であったが、平成17年度は2件にまとめられている。この改善だけでも相当な事務の簡素化が図れたものと考えられる。また、平成16年度の契約実績単価に平成17年度の契約日数を乗じた金額を算出して、実際契約金額と比較した結果、約250万円低い価格で契約が行なえたという結果に至った。スケールメリットにより、業者も契約金額の割引が行いやすかったためであろうと推測される。今後も契約単位については、その区分の必要性について留意するべきであると考えられる。

2) 契約書の記載方法について（意見）

委託契約にかかる契約書の記載事項については、「福岡市の委託にかかる契約事務手続に関する要綱」の第3条において、通常の契約記載事項を補完する形で別途規定されている。その項目と実際の契約書を比較検討したところ、「単価契約書(委託)」には秘密の保持（守秘義務）に関する記載が入っていなかった。必要がなければ省略可能なことが要綱第3条にも記載されているが、守秘義務については契約書上、記載しておいたほうがよい内容と思われる。

3) 「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」について（意見）

「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」（以下、委託契約要綱）は、事務事業を第三者に委託する場合の契約事務の適正な執行を図るために定められた要綱である。その委託契約要綱において、特命随意契約により委託を行う場合には、契約事務が適正に執行されているかチェックを行うものとする第4条において定められており、かつ、そのチェック項目についても別紙で定められている。

しかし、第5条において、チェックを要しない委託内容が列挙されており、「福岡市が25%以上出資する出資団体で株式会社でないものを行う委託契約」が含まれている。

チェックリストでは特命随意契約を行う際に、代替可能な業者がないか、業務内容や設計積算方法が妥当なものであるかといった委託契約事務の留意点が列挙されており、チェックを行う必要性は、福岡市が25%以上出資する出資団体についても同様であり、他と差別する理由があるとは考えられない。このような取扱は改善することが望ましい。

3.6. 工事請負費

3.6.1 概要

平成 16 年度の支出計算書に計上されている工事請負費は総額で 3 億円となっているが、その主な工事契約は第 2 スタンド解体工事などである。

契約事務の手續については、「3.5 委託料(場外発売を除く委託料)」の手續と同様である。

3.6.2 監査の結果

請負工事に係る契約事務手續きが適切に実施されていることを検証するため、平成 16 年度の請負工事支出から下記 3 件を抽出し、関連証憑と照合を行った。

検討 NO.	契約名	契約金額	契約先	契約方法
1	福岡競艇場第 2 スタンド解体工事	154,350 千円	九州・中村建設工事 共同企業体	簡易公募型指名競争入札
2	福岡競艇場第 2 副審棟改築工事	30,398 千円	(株)上田組	指名競争入札
3	福岡競艇場 100 型緩衝器付消波装置取替工事	33,075 千円	ヤマト発動機(株)	特命随意契約

積算額内訳書	契約書
簡易公募型指名競争入札参加申請書	着手届
指名競争入札・随意契約伺	工事完成検査報告書
工事請負契約締結伺	請求書・支出命令書 など

個別にサンプルを検討した範囲では、請負工事の契約事務は規程に準拠して適正に処理されていることが認められた。また、特命随意契約を行った理由は、妥当性を欠くと判断されるものではなかった。

3.7. 人件費

3.7.1 概要

1) 人事管理

① 規程類

職員は全て福岡市の職員であるため、福岡市の規程に基づき給与が計算される。

従事員については、福岡市競艇事業従事員等就業規則に基づき給与計算される。基本給は就業規則別表 2 において定められたとおりであるが、経験加給により平均日額給与は平成 16 年度において 11,991 円/日となっている。このほか、いわゆる賞与に該当する割増賃金(加給金)については、就業規則上は第 23 条において「別途の定め」とされており、市と福岡競艇場労働組合との労使交渉により交わされた覚書に基づき、夏季、年末及び年度末にそれぞれ約 2 か月分給与に相当する額が支払われる。

② 勤怠管理

職員は、「出勤簿」と「休日勤務・時間外勤務実施状況」により勤務状況を管理され、時間外集計表、特殊勤務手当内訳簿を作成する。これらをもとに、月例報告書を作成し、福岡市人事部人事課に報告され、給与計算が行われる。

また、従事員の給与は、出勤時に各々タイムカードをカードリーダーに通して勤怠管理を記録したものを競艇場独自の給与計算システムで集計・給与計算を行っている。

2) 人件費支出

常勤職員及び非常勤嘱託職員の給与計算は、福岡市人事課にて実施されている。非常勤職員の報酬は月額で決定されており、賃金支払については、各課で各人の出勤簿から出勤日数を集計し勤怠データを登録している。

従事員の給与計算は競艇独自の給与計算システムを利用している。従事員は毎年「従事員登録者名簿登録申請書」により従事員として登録する。実際に雇用される従事員は、競走が行われるレースのグレードにより異なっており、開催運営課において毎月翌月分の開催日における従事員配置人員を定めている。従事員は投票所単位でグループが構成されており、半年毎に持ち場が変更になるよう配置を見直している。登録された従事員全員に対して、業務配分が均等になるように投票所単位で、開催日の人員配置を各人に配分する。「従事員採用申込書」において、1か月分の出勤予定が決定されている。場外発売についても、同様の手順で人員配置が行われるが、この場合には再任用の補助従事員は配置対象とならない。

3.7.2 監査の結果

常勤職員については、時間外手当の申請承認状況や出勤簿と勤怠データの登録状況を確認した。臨時職員の賃金については、任意の1か月を選び、出勤簿からの集計表と報酬計算資料の時間数の照合を実施するとともに、報酬単価を福岡市人事部労務課からの通達文書と照合し、報酬の再計算を実施した。

常勤職員については、時間外申請書について申請者本人の確認印がなく承認印のみが押印されているものが開催運営課において1件(8日分)発見されたほかは、時間外の申請承認は適切に処理されており、また出勤簿等との不整合は発見されなかった。

非常勤嘱託職員について出勤簿、勤務記録集計表の時間数は一致しており、正しい賃金単価に基づき賃金計算は正確に算定されていた。

従事員については、任意の1か月を選び6名の従事員について、名簿登録の状況及び当月の出勤予定とタイムカードの集計結果の照合を実施するとともに、報酬単価を就業規則と照合し、報酬の再計算を実施した。さらに支出負担行為書と照合し、算定された支払報酬と再計算結果の一致を確認した。

従事員について出勤予定とタイムカードの集計結果は、休暇等による変更を除き一致しており、正しい賃金単価に基づき賃金計算は正確に算定されていた。また、日曜出勤手当やレース中の出勤日に全日出勤した際に支給される皆勤手当についても正確に算定されていた。

以上の結果、実施した監査手続の範囲内では、開催運営課における時間外申請書の不備を除き、人件費算定及び支払に係る事務は財務規則に準拠して適正に処理されていることが認められた。

3.7.3 指摘事項

1) 時間外申請書の申請印もれについて（指摘）

常勤職員については、時間外申請書について申請者本人の確認印がなく承認印のみが押印されているものが開催運営課において発見された。平成16年10月以降2月までの合計8日分の確認印が押印されていなかった。確認印の押印漏れという説明を受けたが、上席者による承認時に書類の整備状況についても正確に処理するよう指示する必要がある。

3.7.4 意見

従事員の人件費が運営経費に占める割合が高く、今後経費節減を行う上で人員配置等人件費総額の削減の余地があると考えられるが、この点に関しては、「第4 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見 2.福岡競艇の今後の課題について 2.4 効率的な運営体制の確立」を参照。

3.8. 備品管理

3.8.1 概要

備品の購入後、各課にて備品出納簿への登録を行うとともに、備品に物品整理表（登録シート）を添付し現物の管理を行う。1件1,000千円以上の物品は重要物品として登録される。

破損、不使用、修繕不能などの理由により、物品を処分する際には物品返納手続を行う。

現在管理下にある物品を他の部署へ異動し、管理者を変更する際にその期間が3か月を超える場合には保管転換の手続きを実施しなければならない。

3.8.2 監査の結果

備品については、備品出納簿等と現物の整合状況を把握するため、経営企画課9件、開催運営課7件を検討対象として抽出し、現物と備品出納簿との照合を行った。

経営企画課及び開催運営課の備品管理担当者に質問したところ、福岡競艇場において現物調査は最近実施されていないとの回答であった。

平成16年度の備品出納簿から抽出した検討対象16件を、監査人が現地調査した結果、11件は現物が確認されたが、5件については台帳に記載があるものの現物の確認ができなかった。

3.8.3 指摘事項

1) 処分済み備品の決裁漏れ（指摘）

監査人が現地調査した結果、台帳に記載があるものの現物の確認ができなかったものが5件

発見された。当該物品は処分済みであるが物品処理書が作成されていないため、台帳に記載されていたものである。本来、処分時には物品処理書によって、処分の決裁を受ける必要があるが、当該物品については、所定の手続きを経ずに備品現物の処分が行われていた。

2) 備品シールの整備状況（指摘）

現地調査実施時に、現物に貼付された備品シール番号が備品出納簿に登録されているかについても調査したが、旧所管局名のシールが添付されていたものが発見されるなど、現在の出納簿と完全には一致していない状況であった。会計規則第 105 条には「物品出納員又は区物品出納員は、備品整理票を付けて備品を整理しなければならない。」と定められている。

備品管理を適切に実施するために、備品出納簿において保管場所を明示するとともに備品シールを各備品現物に正確に添付した上で定期的な現物調査を実施する必要がある。

3.8.4 意見～備品管理の方法について

1) 備品出納簿の整備（意見）

備品の帳簿管理を有効に行うには、資産管理ナンバー、資産の種類又は名称、所在地、耐用年数等が網羅的に記載された台帳を整備することが必要である。

現行システムの制約として備品出納簿及び備品現在高一覧表にはその使用場所の情報が登録されていない。現物の保管状態を正確に把握し、備品を適切に管理するために台帳の情報を整備する必要がある。

2) 備品の現物調査（意見）

会計規則上は備品の現物検査（実地棚卸）は第 127 条 2 項において「前項により（9 月 30 日及び 3 月 31 日現在における備品現在高一覧表の）送付を受けた物品出納員は、その確認を行わなければならない。」という規定が設けられている。この規程では現物と一覧表との照合という具体的な記載ではないため、福岡競艇場においては現在備品について定期的な現物調査は実施されていない。

会計規則第 125 条において「第 1 項 物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。第 2 項 物品管理者は、職員の使用に供した物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。」と物品管理者における適切な管理の必要性を定めている。したがって、物品管理者である各課の課長は現物の適切な維持管理を行うほか、管理対象の物品を明確にするために備品台帳の記載を正確に行う必要がある。財産の適切な管理を行うためには、物品責任者と実質的な管理責任部署との連携の強化が必要であり、その手段として定期的な財産の現物調査が有効である。

資産の実在性の検証及び資産の有効性の有無をより客観的に判断するためには、備品の実際の使用管理者である現場管理者からの報告にのみ依拠する方法ではなく、現場管理者と備品の総括部門担当者が組となって毎期一定の時期に現地調査を行う必要がある。

現物調査の主たる目的は、実在することの事実確認により管理責任を明らかにすること及び実在する資産が有効に機能しているかという有効性チェックの 2 点にある。すなわち、現物検査を

実施することによってその存在場所が明らかとなり、存在しないものや著しく陳腐化・不適応化しているものについては、除却の要否が明確になる。現物検査の目的を達成するため、方針を明確に示した上で現物調査を効果的に実施する必要があると考える。

3) 備品出納簿に登録されない備品の管理について（意見）

備品出納簿に記載されていないが、現在保管されている資産として、下記のようなものが発見されている。

- ア) 工事と一括で取得した資産のため備品出納簿に登録されていないもので、内容は中央スタンド内の予想台など多数ある。その他、掃海用船舶が1艘ある。
- イ) 台帳から除却しているが、現物が保管されているものがある。
これらの保管理由は、
 - A) 歴代のエンジンをサンプルや修理部品として使用するために保管している、
 - B) エンジンと一体で購入したオーナープロペラでエンジンを廃却したため、簿外となっている（競走に使用するプロペラは選手が持ち込むが、万一破損した場合等に備えて予備プロペラを施行者が保有しなければならないため）
といったものである。

上記のうち、アについては、購入財源が異なっても備品として個別に識別管理をする必要性は同様である。特に不特定多数が来場するスタンド内の備品については、定期的な棚卸し等を実施し、使用状況や配置状況を確認するために個別管理の必要性が高いと考えられる。平成 15 年度に改築された中央スタンド内の備品は多数に上るが、必要性の高いエリアから順次備品として登録をし、個別管理を行う必要があると考えられる。

なお、イについては、発見された簿外資産は整備棟内に整然と保管されており、管理者も少数に特定されていることから、台帳の記載外となっても、現状では実務上は弊害がないものと考えられる。ただし、今後このような資産が多数に上る場合には、適切な物品管理のために台帳の整備を検討する必要があると考える。

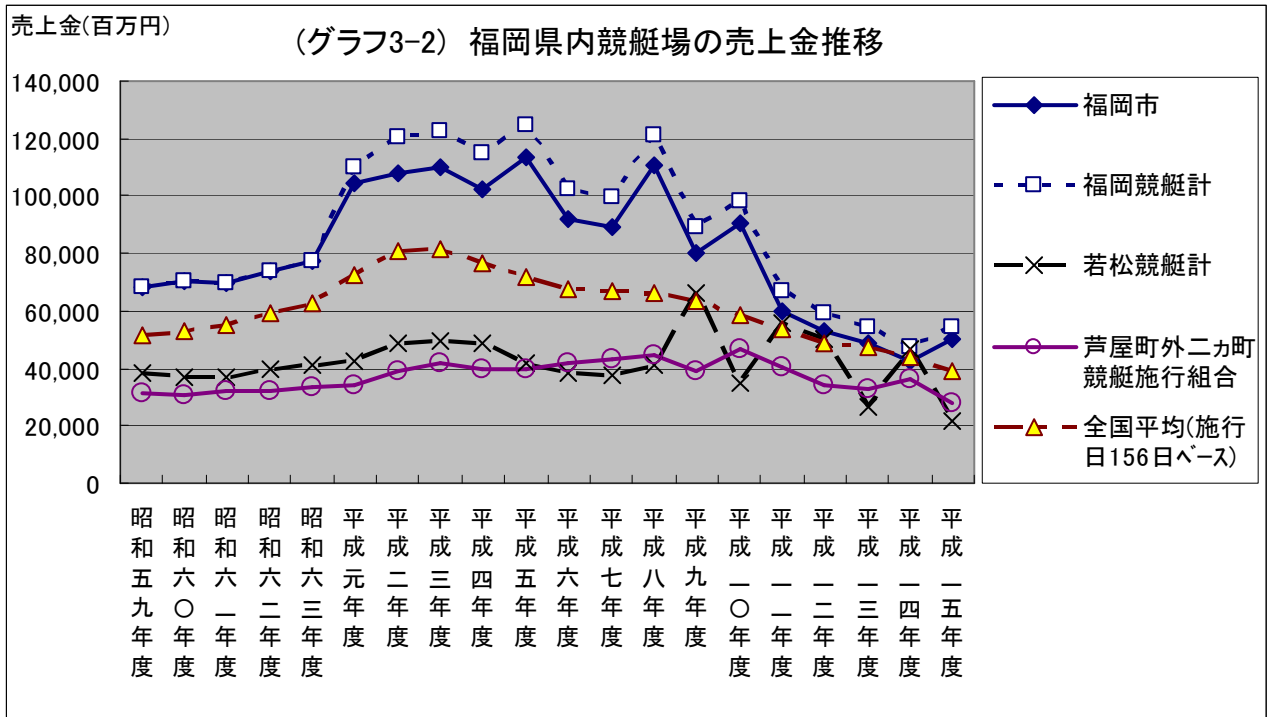
第4. 包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

1. 福岡市競艇事業を取り巻く現況

1.1. 福岡県内の公営競技の状況

福岡県内には、福岡競艇場のほかに若松競艇場と芦屋競艇場があり、それぞれ北九州市及び中間市行橋市競艇組合と芦屋町外二か町競艇施行組合が施行者として競技を主催している。また、このほかに、競馬（中央競馬の小倉競馬）、競輪（北九州市が施行者である小倉競輪と久留米市が施行者である久留米競輪）、オートレース（飯塚市が施行者である飯塚オート）と福岡県内では公営競技4種類のすべてが開催されている。

近年、公営競技の売上高は年々減少を続けており、福岡県内の競艇場においても厳しい状況が続いている（グラフ3-2）。



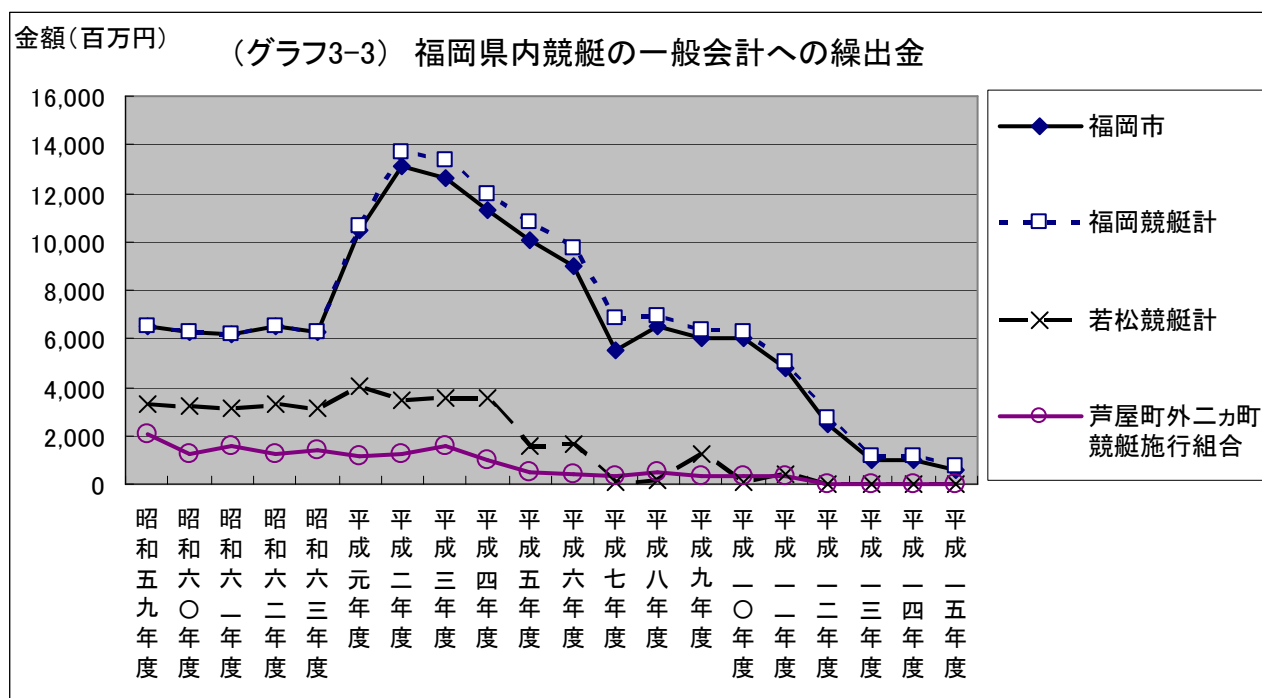
(注1) 売上金額は全国モーターボート競走施行者協議会資料を利用

(注2) 全国平均＝全国の一日当たり売上高に福岡市での標準的な施行日数である156日に乗じて算定。

グラフ3-2において、福岡競艇場、若松競艇場、芦屋競艇場及び全国平均の過去20年間の売上金推移を示している。全国平均の売上金額はバブル景気の頂点をピーク（平成3年度）として減少を続けており、平成15年度の売上はピーク時と比較すると約半分にまで落ち込んでいる。福岡競艇場でも売上金額の減少傾向は同様であるが、年度別にみると人気の高いSGレース開催の有無により、年度別の売上金額には増減が生じている。平成15年度にはSGレースである総理大臣杯の開催により売上が回復している。若松競艇場及び芦屋競艇場でも同様の状況が見られる。バブル崩壊とともに売上金の減少が始まっているが、その減少傾向は平成9年度前後から顕著となっている。「不況に強いギャンブル」といわれてきたが、近年に至り、レジャーの多様化や株

式市場への個人投資家の参入等により公営競技に向かうマネーの流れに変化が生じているものと推察される。

福岡市ではこれまで繰出しを続けてきたが、赤字の発生している競艇場もみられる。福岡県内の競艇場における一般会計への繰出金の状況はグラフ 3-3 のとおりであり、若松競艇場及び芦屋競艇場においては平成 12 年度以降、一般会計への繰出金がゼロとなっている。



公営競技の目的は財政への貢献であり、公営競技の売上金の漸減傾向のもと、収入を増やすための努力とともに効率的な運営が必要になる。将来において、万一福岡市においても赤字が発生するようなことがあれば、赤字基調が拡大しないうちに、存廃も含めた抜本的な検討を行うことも必要となる。

1.2. 福岡市競艇事業にかかる市債の返済計画

福岡競艇場では、平成 15 年度完成の中央スタンド改築に際して積立金を充当し、不足する資金については市債 3,014 百万円を発行している。その償還計画は(表 3-7) のとおりである。

(表3-7) 市債の償還計画 (単位：百万円)

	年度末 元金残高	返済元金	利息	公債支出
平成14年度	933	—	2	2
平成15年度	3,014	—	10	10
平成16年度	3,001	13	31	44
平成17年度	2,885	117	34	150
平成18年度	2,508	377	32	408
平成19年度	2,131	377	27	404
平成20年度	1,754	377	23	400
平成21年度	1,378	377	19	395
平成22年度	1,001	377	14	391
平成23年度	624	377	10	387
平成24年度	260	364	6	370
平成25年度	—	260	2	262

この償還計画によると平成 18 年度に返済額がピークとなるが、前述の（表 3-2）の平成 16 年度事業収支の水準が継続するならば返済に大きな懸念はないものと思われる。しかしながら、売上減少傾向が続いている現状を考えると、収益力向上を図ることが重要である。

2. 福岡競艇の今後の課題について～今後の市場環境と収益力の向上のための対策

2.1. 収入増加への取り組み

近年、レジャーの多様化等により競艇ファンの高齢化は福岡のみならず全国的な傾向となっている。こういった傾向に対して、ファン層の拡大を図る必要があるが、競艇イメージの向上を図るためにキャラクターを利用した全国 CM の放映等、全国施行者協議会においても積極的な広告宣伝を行っている。また、福岡競艇場でも独自に広告宣伝を行い、来場者の増加を図っている。ただし、売上減少傾向の折、広告宣伝にかかる経費は削減を図っており、効果的な来場者増加の対策が重要になる。

広告媒体を利用した宣伝のほかに福岡競艇場では、売り上げ増加を図るため、夏季期間における開催時間をずらし、夕方の帰宅時間にもレース終盤に参加できるようサマータイムレースを導入している。また、新規の競艇ファンを増やすために、まずは一度競艇場に足を運んでもらうための魅力作りを行ってきている。具体的には、ペアボート試乗会の開催、芝生広場でのビアガーデンや夜店を期間限定で設置するなどのキャンペーンを実施している。このほか、海外からの旅行者を誘致するため、韓国や台湾で開催された旅行博に福岡市と共同で観光誘致ブースを出展するなど、様々な方面に渡り顧客開拓の努力をしている。

新規顧客の獲得とともにその来場者をリピーターにするための方策も重要となってくる。他場ではポイントカードの導入などの方策も実施されているが、ポイントカード制には導入とその維持にコストがかかるものと考えられるため、費用対効果を十分に検討する必要がある。なお、現在の来場者は男性客が大半を占めているが、女性客を新規のターゲットとして位置づけたキャンペーンをこれまで実施していることを考えると、例えば女性を対象に「指定席入場料」を 5 回の来場で 1 回は無料招待にするキャンペーンの実施など、女性が来場しやすい環境づくりなどの方策が考えられる。

2.2. 収入チャネルの拡大

福岡競艇場は、福岡市の中心部である天神北部に位置し、福岡都市高速道路の天神北ランプに隣接する、広告宣伝媒体としては好条件の立地である。現在、場外広告は「福岡ボート」と建物壁面に設置しているに留まっている。

福岡競艇場では、広告媒体収入を収入拡大方策のひとつとして位置づけ、場外・場内での広告設置のあり方をここ数年検討しているが、現在のところ実現に至っていない。場外については、都市景観等の検討課題はあるものの、都市高速のジャンクションや県道後野福岡線（通称「那の津通り」）に面する環境は宣伝看板の設置場所としての好立地を有効に活用し、事業外収入を増加させる方策を検討することが望ましい。

また、場内でも来場客の特性を活かした広告宣伝が可能であるという特質がある。実際に福岡競艇場でも、場内の喫煙所に設置する大型灰皿を媒体とした広告宣伝を検討している。このほかにも広告宣伝媒体として導入を検討する余地があるものと考えられる。なお、近隣では小倉競輪場において、場内での広告をホームページ上で募集している事例もある。積極的な収益源の活用が望ましい。

2.3. 設備投資計画の必要性

福岡競艇場では、平成 15 年度に中央スタンドを改築しているが、この際に有人発売窓口を削減し、自動発売払戻機の設備を導入したことは既に述べたとおりである。平成 13 年度の投票機システムのリース契約時には中長期的な設備投資計画は特に策定されていなかったため、結果として二重投資となってしまっている。

平成 13 年度に導入した投票機システムのリース期間は 7 年間であり、平成 19 年度にはリース期間の満了を迎えるため、新機種の導入か、現状システムの再リースとするのか、投資の意思決定を行う必要がある。

単年度決算を前提とする官庁会計においては中長期計画の策定が困難な面はあるものの、事業を継続する以上、収益を得るためには将来計画を見据えた効果的な投資を行う必要がある。財政事情が厳しい折でもあり、優先順位の高い投資を着実に実行するために、予測可能な範囲で中期的な施設整備・改装計画を策定し、計画的に実施していく必要がある。

2.4. 効率的な運営体制の確立

現行の制度の下、的中払戻金や交付金・負担金等の割合は固定されており、施行者収益の拡大のためにコントロールが可能な経費は運営経費だけである。運営経費の構成を近隣の北九州市と比較すると(表 3-8)のとおりとなっている。

(表：3-8)

福岡市と北九州市の競艇事業収支比較(平成16年度)

(金額単位:百万円)

歳入/歳出項目	福岡市	北九州市
事業収入/事業収入	53,603	44,192
諸収入/共同事業収入	7,986	
財産収入/財産貸付収入	203	59
①(自場+共同事業)収入小計	61,792	44,251
事業費/開催運営費/償還金,利子及び割引料:ア	43,238	32,698
事業費/開催運営費/負担金・補助及び交付金:イ	8,062	2,580
事業費/開催運営費/報償費	1,328	1,135
事業費/開催運営費/委託料	3,784	4,057
事業費/開催運営費/使用料及び賃借料	1,058	912
事業費/開催運営費/従事員人件費	1,666	857
事業費/開催運営費/職員人件費	466	594
事業費/開催運営費/その他経費	916	820
事業費/舟艇費	112	
事業費/施設維持費	302	91
②(自場+共同事業)支出小計	60,932	43,743
②' 実質運営経費=②-(払戻金ア+公納付金イ)	9,631	8,466
③事業収支(自場+共同事業)=①-②	860	507
諸収入/受託事業収入/委託金	1,622	519
諸収入/受託事業収入/その他	20	6
事業費/受託事業費	654	151
④受託事業収支(場外発売)	988	374
⑤事業収支中計=③+④	1,848	881

注)北九州市は、競艇事業と競輪事業の施行者であり、特別会計は両事業を同一の会計にて公表している。公表される歳入歳出決算書では、繰出金等の共通事項を除き、両事業の歳入歳出は区分されている。上記では競艇事業に関する部分のみ記載している。

若松競艇場においても、全180日の開催日のうち北九州市が156日を施行し、24日については中間市行橋市競艇組合が施行している。福岡競艇場における都市圏組合施行レースにかかる歳入歳出が共同事業収入/支出として会計処理されているのと異なり、中間市行橋市競艇組合施行レースにかかる歳入歳出は北九州市の特別会計上、外数として処理されている。

そのため、上表では共同事業収入(と対応する事業費支出)は福岡市のみの表示としている。また、北九州市では競艇事業管理費(一般管理費に相当)と競艇開催費(売上原価に相当)とに区分されているが、福岡市では事業費の開催運営費として一括して処理されているため、上表においては福岡市にあわせて一括して表示した。

支出中では委託料と人件費が大きな割合を占めている。委託料については、福岡市、北九州市とも平成16年度に人気のあるSGレースを開催しているため、他場での場外発売額が多額となり場外発売にかかる委託料支払が多くなっていることによる。

人件費については、従事員人件費(賃金及び共済費)が実質経費に占める割合が北九州市のほうが低くなっている。これは、委託料の実質経費に占める割合が高い北九州市の方が他の経費率が相対的に低くなる影響も考えられる。しかしながら、報償費や使用料及び賃借料の経費率が同程度であることから、福岡市の方が相対的に人件費割合が高いものと考えられる。

(表3-9)

	2001年4月	2002年4月	2003年4月	2004年4月	2005年4月	2001年と2005年との比較
従事員数(福岡)	602人	545人	435人	385人	345人	-42.7%
日額平均基本給(福岡)	12,276円	データなし	データなし	11,991円	11,912円	-3.0%
従事員数(全国平均)	482人	⇒	381人	⇒	290人	-39.8%
日額平均基本給(全国平均)	11,207円	⇒	10,541円	⇒	9,579円	-14.5%
従事員数(全国最高)	920人	⇒	577人	⇒	468人	-49.1%
日額平均基本給(全国最高)	16,557円	⇒	15,574円	⇒	13,958円	-15.7%
従事員数(全国最低)	222人	⇒	213人	⇒	129人	-41.9%
日額平均基本給(全国最低)	7,914円	⇒	7,787円	⇒	5,463円	-31.0%
※全国の平均、最高、最低の数値は「第43回特殊法人等改革推進本部参与会議(平成17年11月14日)」の参考資料を使用している。						

従事員人件費については、発売払戻機により機械化を推進し希望退職等の実施により従事員数の削減を図ってきている。(表3-9)のとおり、従事員の平均賃金は他場と比較すると高い水準にある。舟券発売額はレースのグレードや開催日によって変動するため、きめ細かい発売量予測を基に弾力的な人員配置を行うことで、サービス水準を維持しながら賃金総額を抑制できる可能性は高いと考えられる。1シリーズ6日間のレースの中では、一般的には後半の競走日にかけて発売額が多くなる傾向にあるため、発売窓口数を開催日によって弾力的に調整し発売人員数の効率化を図るなどの方策を検討することが望まれる。

3. 一般会計への繰出金の設定について

現在は、競艇事業特別会計の枠組みで予算決算を管理しているため、その会計処理は原則として現金主義が採用されている。ただし、出納整理期間が設けられているため、競走に関する支出のほとんどは当該年度に計上されている。企業会計における一般的な収益費用認識である発生主義に基づく場合と福岡市競艇事業で現在採用されている現金主義との差異は、以下のとおりとなる。

項目	内容	現金主義	発生主義
期末勤勉手当（賞与）	支給対象期間と支給日のずれが調整対象となる。 期末手当支給日：7/15、12/10、3/15 同支給対象期間：3～5月、 6～11月、12～2月 勤勉手当支給日：7/15、12/10 同支給対象期間：12～5月、6～11月	支給日に計上	年度末で支給対象期間に相当する額を賞与引当金（未払賞与）として負債に計上
退職手当	職員、従事員に支払われる退職金が、労働の対価であり、時の経過に従い労働債務として発生していると考えられる。 （日々雇用の従事員についても、労働協約等で福岡市は退職金相当の支払義務を負っている）	支給日に計上	年度末で当年度末時点の要支給額（年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額）と前年度末の要支給額との差額を当年度発生分として退職給与引当金として負債に計上

給与においても支給対象期間と支給日のずれが調整対象となるが、福岡市では月末締で当月20日に支払うので、月末時点でのずれは生じないため、調整すべき差異はない。

期末勤勉手当の場合、毎年度継続的に同一の方法を採用していれば、人員の著しい増減がない限り、毎年度同程度の金額が賞与として支給されるため、期間損益に与える影響はあまり大きくはならない。退職手当の場合は、職員の年齢構成が平準化されており、定年退職が主体であれば、賞与の場合と同様に期間損益に与える影響はあまり大きくはならないが、年齢構成の偏在や人員数の見直しを行うようなケースでは、期間損益に重大な影響を与えることになる。

今後の事業運営においては、業務の包括委託等により効率的な運営を志向することも考えられる。実際に北九州市では小倉競輪について平成19年度から民間委託を進める予定である。モーターボート競走法の下では、事業運営の委託先は各県のモーターボート競走会に限定されているため現行の法制下では包括委託は困難であるものの、将来においては制度変更等の可能性もある。民営化等のような意思決定を行う際に、一般的に問題になるのは従事員の雇用であるが、仮に雇用を一旦中断することとなれば、退職手当に相当する負担が一時に発生する。なお、職員については、人事配置が福岡市全体でのローテーションとなるため退職金はすべて一般会計での支出となり、競艇事業単独で職員の退職給与引当金を認識することは想定せず、ここでは従事員に対する退職金（共済会負担金）について述べることとする。

発生主義に基づき退職給与引当金を認識する場合、平成16年度末で福岡競艇場に在籍する従事員に対する要支給額（仮に全員が退職した場合に支払うべき退職金の総額）は、概算で18億円と算定されている。これは、平成16年度の歳入歳出差引額（繰出金控除後）の15億円を超えている。施行者収益を一般会計に繰出し、財政への貢献をもたらすことが競艇事業の使命ではあるものの、現状では、既に発生していて将来負担が確実な資金も含めて収益として処理される結果となっている。

福岡市の財政状況が厳しい中、一般会計への繰出金は少しでも増やすことが要請される一方で、競艇事業が自らの事業収益で費用をまかなうことが前提である以上、事業に係る将来支出も適切に収支に反映させる必要がある。右肩上がりの成長が期待できない現状においては、事業打ち切りが発生する可能性がないとは言えず、将来必要となる資金を留保しておくことも必要になってくる。退職金として支出するのは将来の事象であっても、労働債務として既に発生している費用であることから、現状の会計処理の枠組みの中でも、対応を図る必要がある。

公営企業会計を採用していれば、発生主義により退職給与引当金を計上する必要があり、仮に一時に退職手当の支給が生じた場合でも、現金負担は生じるものの、費用は過去に認識しているため、損益に対する負荷は減じられる。しかし、福岡市の競艇事業は特別会計により処理されているため、引当金として処理されないで放置されている。決算書において引当金を計上する方法を採用しない場合でも、一般会計への繰出金を算定する際に、施行者収益から退職給与引当金の当年度発生相当額を控除するという方法や退職給与引当金相当額を競艇事業運転積立金へ積立てる方法で対処することが考えられる。

売上金の低下傾向が現状のまま推移すれば、近い将来において福岡市の競艇事業も赤字に転落する可能性もある。万一赤字になる場合、繰越金や積立金を充当してもなお資金が不足する場合には一般会計からの繰入金により補われることになるものと思われる。公営競技のもつ財政への寄与という使命を重視するならば、赤字の際の一般会計からの繰入金投入に対して、市民等の理解を得るのは難しいと想像される。

このような現状を踏まえ、一般会計への繰入額決定においては、事業に必要な資金を厳密に見極めた上で決定する方法を検討することが望ましい。

4. むすび

これまでに競艇事業は、市民の娯楽を提供するとともに、福岡市の財政に多大な貢献をしてきた。しかしながら公営競技を取り巻く市場環境は厳しさを増しており、他の競艇場や他の公営競技では施行者の事業廃止も生じている。また、現在の競艇事業においては関係団体への法定交納付金が原則として売上金を基礎に算定されるため、事業が赤字で施行者である自治体が一般会計から補填していても、交納付金の負担率は同一である。その結果、税金が関係諸団体を通して福祉や外国ボランティアに使用されるというケースも発生しており、公営競技の存在意義が問われる事態ともなっている。関係諸団体への負担軽減を求める活動も全国施行者協議会を中心に行われているが、負担の軽減を求める以上、施行者それぞれが経営マインドを持ち、市場環境に合わせたマーケティング等を通じて収益性の向上を図るとともに、一層効率的な運営を行う必要がある。競艇事業は年々売上が減少しており、今後の売上動向によっては赤字に転じることも起こりうることを福岡市も十分に認識し、より効率的な運営を行うことを期待する。

また、競艇事業は設備産業であり、その設備投資に伴う公債は原則として競艇事業の収益を原資に返済することとなっている。そのため、仮に赤字であっても売上から運営経費を除いた実質収支が公債の返済原資となりえている間は、事業継続の意味もある。逆に設備投資を行う際には、存廃を含めた今後の事業展開を十分に見極めた上で、投資の意思決定を行う必要があることに関

係者は十分に留意する必要がある。なお、福岡市の 2016 年オリンピック招致に関連して、現在の福岡競艇場所在地にメイン競技場を新設し、競艇場は近隣に移設する案が新聞等で報道されている。競艇場を移設すれば、現在地に投下され利用されている資産はほとんどが無価値となるので、現施設建設に要した借入金、公債等は廃止時までにはすべて完済されておく必要がある。また、新施設の建設には多額の支出が予測されるため、将来の中長期計画を立案し投下資金を上回る収益が獲得できるかどうか十分に検討することが必要である。

以 上

(参考資料)

(表 3-9) 福岡市競艇事業特別会計歳入歳出事項別明細書

(単位：百万円)

		収 入 の 部					
款/項	目	節	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業収入/事業収入	事業収入	入場料	249	229	222	216	238
	事業収入	勝舟投票券発売金	53,583	49,008	42,621	39,956	37,507
	事業収入	場外勝舟投票券発売金	-	339	300	13,431	15,855
	事業収入	勝舟投票事故収入	1	1	1	0	0
事業収入	事業収入 集計		53,832	49,576	43,144	53,603	53,601
財産収入/財産運用収入	財産貸付収入	財産貸付収入	301	254	240	215	203
財産貸付収入	財産貸付収入 集計		301	254	240	215	203
	利子及び配当金	利子及び配当金	13	17	22	18	3
利子及び配当金	利子及び配当金 集計		13	17	22	18	3
物品売払収入	物品売払収入	物品売払い収入	0	0	0	0	0
物品売払収入	物品売払収入 集計		0	0	0	0	0
競艇事業積立金繰入金	競艇事業積立金繰入金		1,612	908	1,130	2,946	-
競艇事業積立金繰入金	競艇事業積立金繰入金 集計		1,612	908	1,130	2,946	-
繰越金	繰越金	前年度繰越金	441	925	1,248	879	1,253
繰越金	繰越金 集計		441	925	1,248	879	1,253
納付金	納付金	健康保険料	12	15	14	13	10
納付金	納付金 集計		12	15	14	13	10
保険料収入	保険料収入	保険料収入	244	236	223	204	173
保険料収入	保険料収入 集計		244	236	223	204	173
公金預け入れ利子	公金預け入れ利子	公金預け入れ利子	0	0	0	0	0
公金預け入れ利子	公金預け入れ利子 集計		0	0	0	0	0
共同事業収入	共同事業収入	入場料	31	29	30	28	30
共同事業収入	共同事業収入	勝舟投票券発売金	6,315	5,380	5,110	4,552	4,253
共同事業収入	共同事業収入	払戻金及び返還金	4,719	4,022	3,834	3,422	3,203
共同事業収入	共同事業収入	勝舟投票事故収入	0	0	0	0	0
共同事業収入	共同事業収入	委託金	764	645	609	539	500
共同事業収入	共同事業収入 集計		11,830	10,076	9,583	8,542	7,986
受託事業収入	受託事業収入	場外勝舟投票券発売金	8,225	8,066	9,422	8,814	10,096
受託事業収入	受託事業収入	場外発売払戻金及び返還金	6,155	5,951	7,028	6,610	7,542
受託事業収入	受託事業収入	場外勝舟投票事故収入	0	0	0	0	0
受託事業収入	受託事業収入	委託金	1,332	1,306	1,529	1,440	1,622
受託事業収入	受託事業収入	雑入	20	20	27	18	20
受託事業収入	受託事業収入 集計		15,732	15,343	18,006	16,882	19,281
雑入	雑入	私用電話	0	0	0	0	0
雑入	雑入	その他の雑入	24	27	27	524	627
雑入	雑入 集計		24	27	27	524	627
市債	市債	競艇事業債	-	102	831	2,081	-
市債	市債 集計		-	102	831	2,081	-
収入合計 集計			84,041	77,479	74,468	85,907	83,138

費用の部							
款/項	目	節	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業費/事業費	開催運営費	報酬	76	76	79	78	80
	開催運営費	給料	216	220	209	188	152
	開催運営費	職員手当等	254	251	235	207	159
	開催運営費	共済費	589	573	534	482	410
	開催運営費	災害補償費	0	0	0	-	0
	開催運営費	賃金	2,409	2,089	1,893	1,530	1,331
	開催運営費	報償費	1,447	1,343	1,246	1,297	1,328
	開催運営費	旅費	3	3	4	5	5
	開催運営費	交際費	1	1	1	1	1
	開催運営費	需用費	494	464	449	452	445
	開催運営費	役務費	438	460	403	481	454
	開催運営費	委託料	1,083	1,096	968	2,982	3,784
	開催運営費	使用料及び賃借料	802	973	957	1,058	1,058
	開催運営費	備品購入費	6	4	6	19	7
	開催運営費	負担金・補助及び交付金	9,930	8,973	8,783	8,327	8,062
	開催運営費	補償、補填及び賠償金	1	2	1	1	1
	開催運営費	償還金・利子及び割引料	44,824	40,975	36,014	44,075	43,238
	開催運営費	公課費	17	7	5	4	3
開催運営費	開催運営費 集計		62,590	57,510	51,788	61,188	60,517
受託事業費	受託事業費	共済費	42	46	58	39	44
受託事業費	受託事業費	賃金	167	157	198	166	180
受託事業費	受託事業費	報償費	27	27	13	7	9
受託事業費	受託事業費	旅費	1	1	1	0	0
受託事業費	受託事業費	需用費	25	27	37	30	25
受託事業費	受託事業費	役務費	179	148	146	92	69
受託事業費	受託事業費	委託料	226	226	244	233	269
受託事業費	受託事業費	使用料及び賃借料	5	0	0	0	9
受託事業費	受託事業費	負担金・補助及び交付金	8,291	8,132	9,491	8,865	10,147
受託事業費	受託事業費	補償、補填及び賠償金	0	0	0	0	0
受託事業費	受託事業費	償還金・利子及び割引料	6,155	5,951	7,028	6,610	7,542
受託事業費	受託事業費 集計		15,118	14,716	17,216	16,042	18,293
舟艇費	舟艇費	賃金	26	27	0	0	0
舟艇費	舟艇費	報償費	1	1	0	0	0
舟艇費	舟艇費	需用費	5	5	5	4	3
舟艇費	舟艇費	役務費	0	0	0	0	0
舟艇費	舟艇費	委託料			-	-	6
舟艇費	舟艇費	原材料費	13	12	14	14	11
舟艇費	舟艇費	備品購入費	86	88	86	90	91
舟艇費	舟艇費 集計		131	133	107	108	112

費用の部							
款/項	目	節	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
施設維持費	施設維持費	給料	32	31	27	27	15
施設維持費	施設維持費	職員手当等	34	35	26	23	16
施設維持費	施設維持費	共済費	11	11	10	10	6
施設維持費	施設維持費	需用費	29	4	2	2	1
施設維持費	施設維持費	役務費	1	1	1	1	1
施設維持費	施設維持費	委託料	335	282	280	238	260
施設維持費	施設維持費	使用料及び賃借料			4	12	-
施設維持費	施設維持費	工事請負費	5	8	6		
施設維持費	施設維持費	原材料費	3	4	4	4	4
施設維持費	施設維持費 集計		451	376	359	317	302
施設改善費	施設改善費	共済費	0	0	0	0	-
施設改善費	施設改善費	賃金	1	0	2	2	-
施設改善費	施設改善費	旅費	1	1	1	1	0
施設改善費	施設改善費	需用費	0	0	0	0	-
施設改善費	施設改善費	委託料	189	47	30	255	34
施設改善費	施設改善費	使用料及び賃借料	263	263	131	0	-
施設改善費	施設改善費	工事請負費	1,004	855	2,315	5,516	309
施設改善費	施設改善費	公有財産購入費	854	614	608	597	878
施設改善費	施設改善費	負担金・補助及び交付金		-	9		
施設改善費	施設改善費 集計		2,312	1,780	3,095	6,371	1,221
競艇事業積立金	競艇事業積立金		13	717	22	18	303
競艇事業積立金	競艇事業積立金 集計		13	717	22	18	303
元金	元金				-	-	13
元金	元金 集計		-	-	-	-	13
利子	利子		-	-	2	10	31
利子	利子 集計		-	-	2	10	31
公債諸費	公債諸費				-	-	-
公債諸費	公債諸費 集計		-	-	-	-	-
一般会計繰出金	一般会計繰出金		2,500	1,000	1,000	600	800
一般会計繰出金	一般会計繰出金 集計		2,500	1,000	1,000	600	800
予備費	予備費		-	-	-	-	-
予備費	予備費 集計		-	-	-	-	-
費用合計	費用合計		83,115	76,231	73,589	84,654	81,593
歳入歳出差引額(実質収支額)			925	1,248	880	1,253	1,545